

# 官報号外

昭和五十九年七月十三日

## ○第一百一回 参議院會議錄第二十二号

昭和五十九年七月十三日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十二号

昭和五十九年七月十三日

午前十時開議

第一 肥料價格安定等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)

第二 日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第三 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、臨時教育審議会設置法案及び国民教育審議会設置法(趣旨説明)  
以下 議事日程のとおり

○議長(木村勝男君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、臨時教育審議会設置法案、国民教育審議会設置法案、以上両案について提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございません

か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村勝男君) 御異議ないと認めます。森文部大臣。

〔國務大臣森喜朗君登壇、拍手〕

○國務大臣(森喜朗君) 臨時教育審議会設置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の教育は、国民のたゆみない努力により、著しく普及し、その水準は、国際的にも高く評価され、我が国の成長と発展に重要な役割を果たしておられます。特に、戦後において、その急速な普及充実が図られ、国民全体の教育水準の向上に大きく寄与してきたところであります。

一方、近年における社会の急激な変化、教育の量的拡大等は、教育のあり方に対しても大きな影響を与えており、今や教育改革の必要性が各方面から指摘されるに至っております。

このような教育改革に対する国民の要請を踏まえ、今後とも我が国が活力ある国家として安定した発展をしていくことができるよう、二十一世紀の我が国を担うにふさわしい青少年の育成を目指して教育全般にわたる改革を推進していくことが緊急かつ重要な課題となつております。

そこで、政府全体の責任において、長期的展望のもとに、教育改革に取り組む必要があると考へ、このたび、各界の人格識見ともにすぐれた方々を委員にお願いして、臨時教育審議会を総理府に設置することとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。

まず第一に、今後における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、教育の目的的達成に資するため、臨時教育審議会を総理府に置くこととしております。

第二に、審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野の諸施策に関する必要な改革を図るために、意見を述べることをその所掌事務としており、また内閣総理大臣は、この答申または意見を尊重しなければならないこととしております。

第三に、審議会は、文部大臣の意見を聞いて内閣総理大臣が任命する二十五人以内の委員をもつて組織するとともに、文部大臣の意見を聞いて内閣総理大臣が任命する専門委員を置くことができることとしております。また、審議会の事務を処理させるため、事務局を置くこととしております。

このほか、審議会は、国の関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるとしております。

なお、この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日に失効することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第でありますが、衆議院におきまして次のとおり修正が行われております。

その第一は、内閣総理大臣は、審議会の答申または意見を受けたときは、これを国会に報告するものとすること。

第二は、内閣総理大臣は、審議会の委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならぬこととすること。

第三は、この法律の施行期日を「公布の日から

起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるとともに、これらの修正に伴う所要の規定の整備を行ふこととあります。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(木村勝男君) 久保宣君。

〔久保宣君登壇、拍手〕

○久保宣君 ただいま議題となりました国民教育審議会設置法案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

この国民的要請にこたえるためには、まさに国退者の激増など今日の教育の荒廃はもはや一刻も放置できない事態であり、偏差値教育に象徴される現在の教育が急急に改革されなければならないことは国民共通の認識となつております。

この国民的要請にこたえるためには、まさに国退者の激増など今日の教育の荒廃はもはや一刻も放置できない事態であり、偏差値教育に象徴されることは国民共通の認識となつております。

六三一

議する最高の機関として、三十年余にわたって文部省に設置されてきました中央教育審議会についても、委員の選出が偏ったものであったことや、密室の中で運営されてきたことなどから、必然、国民的要請に反する官僚主導の結論が出されることがとなり、その結果、文部行政の隠れみの的な役割を果たすにすぎなかつたという歴史を考えると、もはや、教育改革の検討をゆだねる機関としてふさわしいものであるとは言えない存在となつてゐるのであります。

そこで、我々は、従来の中央教育審議会にかかる恒常的機関として、新たに、より強い権能と主体性、中立性を有する国民教育審議会を文部省に設置し、委員の選出及び任命、運営などが、公開の原則のもとで、より国民の意見を正しく反映させる形で行われるよう配慮することなどによつて、現在の憂うべき教育の荒廃を抜本的に解決する方針を検討し、ひいては、憲法及び教育基本法に規定する教育の目的の眞の実現を図ることが最も適当であると考え、この法律案を提案した次第であります。

次に、このような構想を採用いたしました理由について、政府提案の臨時教育審議会設置法案と対比しながら述べたいと思います。

まず第一に、政府提案が、審議会を総理大臣の直属機関として設置することとしていることは、極めて大きな危険をはらんでいるということであります。

過去において、総理大臣直属の教育に関する審議機関が設けられたのは六回數えますが、戦後は別として、いずれも戦前の国家主義・軍国主義

教育の推進に大きな役割を果たす結果になつたことは歴史の証明するところであります。

言うまでもなく、教育基本法第十条は、教育が不當な支配に服することを否定し、國家権力が教育に介入することを厳しく戒めております。しかるに、政府原案では、総理大臣直属の審議機関を設置し、委員の任命、会長の指名に至るまで総理大臣が行うこととしておりますが、これでは、國家権力が教育に直接介入し、教育の中立性を根本から脅かすおそれのあることは疑いのないところであります。

その不安を一層大きなものにしているという点で、特にここで強調しておかなければならないのは、ほかならぬ中曾根首相自身の政治姿勢であります。首相はかねてみずからを改憲論者と称し、行政改革の次は教育改革を行うことが憲法改正への道であると発言しており、今回の提案は、父母、国民が求める教育改革とは出発点において決定的に異なった危険な政治的意図に基づくものであると言わざるを得ません。さらに、みずからの政権を維持するために教育改革を利用するという意図さえ各方面から指摘されているのであります。

一方において、現内閣は、行財政改革の名のもとに、一人一人の児童生徒に行き届いた教育を実現することにより今日の教育の荒廃を是正するため最も緊要な四十人学級計画を凍結するほか、私学助成の削減、育英奨学金の有利子化など、ことごとく国民の期待を裏切る教育切り捨て政策を実施しているのであります。現在の山積する諸課題の特殊な条件のもとに設置された教育刷新委員会は別として、いずれも戦前の国家主義・軍国主義

で可能なのでしょうか。むしろ、財政的配慮の懐とは歴史の証明するところであります。

言うまでもなく、教育基本法が目指す教育に介入することを厳しく戒めております。しかるに、政府原案では、本法律案においては、国民教育審議会は、あくまでも憲法及び教育基本法が目指す教育の目的を達成するため、教育の中立性が堅持されるものとなっているのであります。

これに対して、本法律案においては、国民教育審議会は、従来の中央教育審議会と同様、文部行政の直接の責任者としての文部大臣の所管しておりますが、その機能については、単に諸問題事を審議するにとどまらず、審議会の自主的意見をまとめることができる」とし、文部大臣は、教育、学術、文化に関する施設と、文部大臣は、教育、学術、文化に関する施設の大纲について、事前に審議会に諮り、その意見を尊重しなければならないこととし、権能を一段と高めております。これは、社会保障制度審議会など、国民生活に極めて重要な役割を果たす機関に与えられている機能と同様であり、このことによって、審議会は、教育問題全体を体系的に検討し、行政全般を絶えずチェックするとともに、長期的及び短期的な視点から教育改革を推進する

が大きいと言わざるを得ません。

言うまでもなく、教育権の所在は国民にあり、教育の実現は国民全體に対して直接に責任を負つて行わなければならることは、民主主義社会の原則であります。教育改革は上からの改革であつてはならず、下からの草の根改革でなければなりません。審議会が、すべての子供、父母、教師など国民の教育に対する多様な要請をあまねく吸収し、またその英知を結集する機関となるため、少なくとも、委員の任命に当たっては国民を代表する唯一の機関としての国会の同意を得ることとすることは、最低限必要な条件であります。

この点については、衆議院において修正の上本院に送付されておりますが、国会の同意人事とするかわりに委員の守秘義務を規定したことは、審議会の密室性を強めるものとなつております。教育の論議に秘密はないと言ふなら、この守秘義務は会議の公開によってのみ排除が可能となるのであります。

そこで、本法律案における政府案との重要な相違点は、民主主義社会の常道として、審議会は原則として公開のもとに運営されるということであります。密室審議が官僚的独善などの弊害を生じやすいことは、教科書検定などの例を挙げるまでもなく明らかであります。自由な発言が阻害されるといふことが非公開の理由とされているようですが、公開されても恥ずかしくない、かつ、その発言に責任を持つ論議が行われることこそ必要であり、また、国民が結論だけでなくプロセスを知ることも重要であると言わなければなりません。そして、このことが、審議会の中立性を



教育は、言うまでもなく国家社会の発展の基礎を築き、人間が人間として成長し、充実した人生を送るための基礎をつくるものであります。したがって、国政上最大の尊重を要することは論をまたないところであります。我が國が有史以来幾多の困難を克服して今日の発展を見たのは、明治以降今日まで厳しい社会的、経済的、財政的事情のもとで教育を最重要視した先人の見識と勇断に負うところまさに大きいと言わなければなりません。

翻つて、現代という時代を考えますと、我が国を初めとする地球社会は大きな転換期を迎えると言えましょう。すなわち、情報化、国際化、高齢化等の急激な社会の進展に今後どう対応するか、南北間の深刻な格差や貿易摩擦などを解決して経済の安定的成長をどう持続するか、そのための科学技術の革新や産業構造の転換、産業社会の開発発展と自然保護との調和をどう実現するか、さらには、変化が急速で複雑高度化と流動化がますます進む現代社会の中において、人間にとって一番大切な思いやりの心を基本とした人間性豊かな社会をどう建設していくか、また、今日世界のあちらこちらで不幸な戦争が後を絶たず、全世界の平和をどうつくり上げていくか等々、まことに多くの困難な課題に我々は直面しているのであります。

しかも、かつてのようにこれらの解決の見本は世界じゅうのどこにもなく、いわば海図を持たず航行しなければならない船のような現状の中で私たちも生活しているのであります。これらの解決の多くは、これらの青少年の英知と行動力に期待せざるを得ません。その意味において、教育

の果たす役割と重要性は、これまで以上に大きい比重を占めていると私は思います。

しかるに、我が国の現状を見ますとき、これまでの不断の努力の結果、教育の普及は目覚ましく、今や世界有数の国家として世界に誇るべき極めて高い水準の教育を我々日本人は持つに至っています。ところが、この教育の普及によって、教育を受けることを当たり前と考え、先人の努力の成果であることを忘れ、教育の意義、重要性やありがたさも忘れる傾向を生じております。

もともと我が国は、徳川時代の寺子屋教育や藩校の普及によって国運の隆昌をもたらし、みずから生活やその属する社会の充実発展を図るために国民みずからが進んで学び、教育を受けること大きな喜びを感じて、苦しい生活環境の中にあっても可能な限りよい教師を求め、必要に応じて学校をつくる気風が国民性として根強くあります。この気風と土壤があつたればこそ、明治以降の教育成果によって経済大国日本の今日があると信ずるのであります。その意味において、このたびの教育改革は、我が国の歴史的伝統に思いをいたし、教育のひずみを是正して二十世紀に向かって前進する民主国家日本を建設するために必要な措置であると確信するものであります。

そのためには、現代社会の諸悪の根源と言われる偏差値重視の教育実態を一掃しなければなりません。なぜならば、偏差値の高い者はほどぐれ、低い者ほど劣るとされる社会的、学校的教育観は、天地自然の法則に反し、人間存在の価値を否定するものであるからであります。

神仏の教えに、大きい木は小さい木より必ず

ぐれているとは言えず、また小さな草は大きな草よりも劣るものではありません。野に咲く小さなスミレにも美しさがあります。それと同様に、人間一人一人の表面にあらわれている頭脳や才能や体力にもいろいろの差があつても、それぞれの個性に応じてすぐれた資質をその生命に宿し、すべてがとうといものであると教えております。

教育の本質は、このような天地の理法にあり、その人の資質に適した教育を施したとき、その人の個性に美しい花を咲かせ、実を結び、世のために人に尽くす人材が育成されるものであると確信するものであります。このような人間の多様な価値を認める教育を実現することこそ、今日国民が最も求めている教育改革であると私は信じます。

そこで、二十一世紀の社会を展望して、今後我が国の教育はどうあるべきかという基本的な教育の理念とその役割、重要性について総理の御所見をお伺いしたいと存じます。

昭和三十一年当時、それは清瀬文部大臣のころでありますが、教育基本法を改正するため、内閣直属の機関として臨時教育制度審議会を設置するための法律案が国会に提出されましたが、同時に提案されておりました教育委員会制度の改革を図るためのいわゆる地教行法を優先して成立させられたため審議未了となつた経緯があります。その後も教育基本法の改正についてはしばしば話題になります。また、教育の改革を行うためには、当然財政的

配慮もゆるがせにはできません。もちろん、今日の財政事情を考慮しなければならないことは言うまでもありませんが、可能な限り財政に配慮をしなければならないと考えます。この点、総理の決意をあわせてお伺いしたいと存じます。

次に、本審議会を総理大臣の直属の機関とした理由についてお伺いいたします。この点、総理の決意をあわせてお伺いしたいと存じます。

教育は、よく言われるよう、その社会のバローメーターであります。したがって、今後の教育のあり方を考えるに当たっては、単に教育的観点か

らだけではなく、将来を展望して極めて広い視野から、これまでの物の考え方や教育制度の枠組みにこだわらず、総合的に検討することが必要であります。また、この改革を実現するためには、文部省という一省庁の力だけでは到底無理であると内閣の総力を挙げて取り組むことが大切であると思ふであります。

そこで、私は中曾根総理に対して、国民の十分な理解を得るために、改めて総理直属の審議会として設置される理由について明らかにしていただきたいと存じます。また、あわせて、内閣を挙げて教育改革に取り組み、国民の期待にこたえんとする総理の決意をお伺いしたいのでございます。

次に、臨時教育審議会と教育基本法の関係についてお尋ねいたします。

昭和三十一年当時、それは清瀬文部大臣のころでありますが、教育基本法を改正するため、内閣直属の機関として臨時教育制度審議会を設置するための法律案が国会に提出されましたが、同時に提案されておりました教育委員会制度の改革を図るためのいわゆる地教行法を優先して成立させられたため審議未了となつた経緯があります。その後も教育基本法の改正についてはしばしば話題になります。また、教育の改革を行うためには、当然財政的

うな条文を入れた理由とその意味について総理の御所見をお伺いしたいでござります。

また、このことは別に、臨時教育審議会は、何らのタブーを設けることなく、また何らの拘束を受けることなく、二十一世紀を担う青少年をどうすれば立派に育成することができるかという観点から、教育をめぐるすべての問題について自由に幅広く検討することが何よりも必要であると考えるのであります。総理にその見解をお伺いしたいでございます。

次に、審議会委員の人選でございます。

審議会が成功して立派な答申、意見をまとめることができるかどうかは、ひとえに委員の人選、すなわち委員に適任者を得るかどうかにかかるておられます。衆議院における修正で、委員の任命が国会同意人事とされたことは、国民の代表たる国会の意見を反映する意味で結構であります、ただ、このことによって審議会に政党色が持ち込まれることがあつては断じてなりません。さらに、各方面からの要望に頭を立てる余り、選考の枠を広げ過ぎて総花的構成になつて、また実のない審議が行われてはなりません。したがつて、各方面の意見を聞くことは結構ですが、最終的にはあくまでも総理の責任と明確な方針に基づいて、教育改革を検討するにふさわしい識見と人格の持ち主を毅然として選んでいただきたいと存じます。

そこで、委員選任に関する基本的な方針と、本法案成立から国会の同意を得て委員を任命するまでの具体的な手順についてお伺いしたいと存じます。

次に、本審議会の存続期間は三年とされておりますが、審議会の発足から最終答申に至るまでの

具体的な運営の方針やスケジュールについてお伺いしたいと存じます。

今日解決を迫られている教育課題については、短期的なものから長期的なものがあり、しかも大変広範囲にわたっております。しかも、その改革の方針について有識者や国民の間に多様な意見があります。したがつて、審議会の意見、答申が国民の合意を得るために、審議会の運営の過程で広く国民の意見を吸収すると同時に、審議の状況を通じて國民の前に明らかにして問題の所在を明らかにすることなど、運営上の種々の工夫をすることが肝要であると思ひます。この点、審議会の運営の方針や方法について、現在文部大臣はどのようないい考えをお持ちになっておるか、お伺いをいたしました。

最後に、日本社会党から提案されております国民教育審議会設置法案について、一、二提案者にお伺いしたいと存じます。

率直に申して、国民教育審議会という名称は実際に大きく立派でありますが、その実質は文部大臣の諮問機関である中央教育審議会を若干強化したものにすぎないと私は思つております。その意味では、政府案に比べスケールに欠けるのではないかと存じます。今まで中央教育審議会は、我が国の教育の振興上大きな役割を果たしてきたことは言うまでもございません。日本社会党におかれても、同様に中教審を高く評価して、このような改革案を提案されたのではないかと思われます。ただ、先ほど来申し述べましたように、今日要請されている教育改革を文部大臣の一諮問機関で適切に処理することは大変困難ではないかと考えるの

そこで、日本社会党が文部大臣の諮問機関として提案された理由と、この構想で教育改革に適切に対処できると判断された根拠について提案者にお伺いいたし、私の質問を終わらせていただきたいと存じます。

御清聴感謝申し上げます。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 田沢議員にお答えをいたします。

まず、教育の現状とその原因、背景をどう認識し、かつ審議会で教育改革の課題としてどのようにお伺いしたいと存じます。

現在の教育制度は、戦後の我が國の興隆と繁栄の大きな貢献してきたことは否定できないと思つております。しかし、最近の社会の急激な変化あるいは教育の量的拡大、これらの大変な変化は教育のあり方に大きく影響しております。さまざまな問題点が指摘されておるところでございまして、家庭、社会あるいは学校、教師、学生に大きく貢献してきたことは否定できないと思つております。さらに、国際社会に活躍し得る日本人の育成を目指して、国際理解教育の充実あるいは語学教育の改善、あるいは大学の国際化等も検討していただきたいと考えていただきたい。さらに、情操教育あるいは道徳教育を充実して、心身ともに豊かでたくましい青少年の育成を考えるべくではないか。さ

らに、国際社会に活躍し得る日本人の育成を目指して、国際理解教育の充実あるいは語学教育の改善、あるいは大学の国際化等も検討していただきたいと存じます。

そういう意味から、教育は国民の文化を継承してさらにこれを創造的に発展させると、いう大きな仕事があり、我々としては、二十一世紀に向かって世界的日本人をつくつていただこう、そういう大きな理念に基づきまして、このような審議会によって御検討願いたい。そういう意味においては全面的に現在の教育のあり方 자체を検討していただきたいと思っておるところでございま

す。制度、運用、あるいは社会環境その他すべてを含めてお願いいいたしたいと思っておるのです。

具体論といたしましては、私はかつて七つの問題点を指摘したことがございます。第一は、六・三・三・四制の学校制度の改革全体の問題。それから高校入試制度を改善する。特に偏差値教育のあり方について検討を加える。それから、共通

一次試験を含む大学入試制度あるいは高等教育の改革というものを考えていただく。さらに、児童生徒の人間形成に資するためには社会奉仕活動やあるいは集団宿泊訓練など、こういうものをひとつぜひ考えていただきたい。さらに、情操教育あるいは道徳教育を充実して、心身ともに豊かでたくましい青少年の育成を考えるべくではないか。さ

らに、国際社会に活躍し得る日本人の育成を目指して、国際理解教育の充実あるいは語学教育の改善、あるいは大学の国際化等も検討していただきたい。さらに、情操教育あるいは道徳教育を充実して、心身ともに豊かでたくましい青少年の育成を考えるべくではないか。さ

らに、国際社会に活躍し得る日本人の育成を目指して、国際理解教育の充実あるいは語学教育の改善、あるいは大学の国際化等も検討していただきたい。

こういうような具体的なポイントもかつて申し上げたところでございますが、これらは私の念願で個人的な希望でござりますけれども、今度の審議会において参考にしていただければありがたいと思っております。いずれにせよ、その審議会が取り上げべき課題その他は、審議会みずからがお

考へただくべきことであると考えております。そこで、二十一世紀を展望して我が国の教育はどうあるべきかという基本的な理念、その役割、重要性について見解を伺いたいというお尋ねでござります。

我が国教育の基礎理念は憲法、教育基本法に明

示してございますが、今後は、総合的な人間教育あるいは教育の国際化、人間主義、人格主義等の観点からの検討が必要であると思います。教育には、我が国のすぐれた文化を継承してその創造的発展を目指し、また時代の変化に主体的に対応し得る人間を育成するという重要な使命があると認識しております。それらの問題をぜひお取り上げ願えればありがたいと思っております。

さらだ、教育改革を行うについて財政的配慮が必要であると思うがいかんという御質問でござります。

もとより教育の改革は必ずしもすぐ財政負担を伴うものとは考えられませんが、必要な改革は当然これは実施しなければならないと思っております。なお、現下の財政事情は非常に深刻なものがあり、財政改革にも最大限の努力が必要ではありますけれども、教育につきましても効率化あるいは重点化ということが必要ではないかとも考えております。しかし、いれにせよ、答申をいたしましたならば、これを検討いたしまして必要なことは実行しなければならないと考えております。

次に、臨教審を総理直属の審議会とした理由はいかがであるかという御質問でございます。我々は、このたびの教育改革は、二十一世紀に向けて我が国社会における教育諸機能全般にわたる総合的検討をお願いしたいと思っております。こういう意味から、教育を国民的広場の中に据えて、そして全国民的協力のもとにこれを改革せんとするものであり、かつまたこれが答申をいたしました上は、全内閣の力を挙げてこれを実行していく、そういう意味におきまして、各

省庁の協力も十分得られるような体制を今から整えておこう、こういう考え方を立ちまして総理大臣の諮問機関として設置し、政府全体としてこれに取り組むという姿勢を示した次第なのでござります。

次に、教育基本法制定以来のこれまでの論議の経緯と、今日基本法が国民にどう受け入れられていると考えているか、第一条にこのような文言を入れた理由はいかんという御質問でございます。

教育基本法制定以来、これについていろいろな御議論があつたことは私も承知しております。基本法は、現行憲法を敷衍して教育の理念と基本原則を定めたものであります。具体的には、自由民主主義の理念及び普遍性を持った人間像というものが中心に据えられていると思っております。

第一条の「教育基本法の精神にのつとり」とは、

教育改革を推進するに当たっては、この基本法のもとに、その精神を受けてこれを進めるということを法律上明らかにいたしたものでございます。

臨教審では幅広く自由に検討することが必要であるという御質問でございますが、臨教審は、長期的展望のもとに我が国社会の教育機能全般にわたり検討せんとするものであり、国会の御審議を踏まえつつ、審議会自身でいろいろな内容についてお決めいただくことが適当であり、自由潤達な御議論を期待しておる次第でございます。

(拍手)

〔久保宣君登壇、拍手〕

○久保宣君 田沢議員にお答えいたします。

委員は、広く国民各層の意見が反映されるよう、各方面の方々を網羅する必要があると思います。特に、教育問題等に関する見識のすぐれた、また経験の豊かな方々、そして大局觀に立つて物

を御判断できる方々が適當ではないかと思います。本法案が成立次第、文部大臣の意見を聞きながら人選を進め、両議院の同意を得て速やかに委員を任命いたしたいと思います。でき得べくんばます。

今国会中に承認手続を行いたいと念願しておりますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でござります。

残余の答弁は文部大臣からいたします。(拍手) 「國務大臣森喜朗君登壇 拍手」

○國務大臣(森喜朗君) 田沢さんの私に対する御質問は、審議会の運営の方針や方法についてどう

考へているかとの尋ねでございますが、臨教審の設置や審議の過程において広く国民各界各層の意見が反映されますように、またその理解と協力が得られるよう配慮が必要であろうと考えております。

審議の進め方についても、具体的な方法は国会

での御論議を十分に踏まえながら審議会自身で御検討いただくことが適當と考えておりますが、例えは、御指摘のように審議経過概要を適宜公表す

ること、あるいは地方の公聴会を開催すること、またアンケート調査の実施や論文の募集等いろいろな工夫を尽くして、そして広く国民の理解と協力を得られるような努力をすることが大事であるというふうに考えておるわけでございます。

(拍手)

〔久保宣君登壇、拍手〕

○久保宣君 田沢議員にお答えいたします。

委員は、広く国民各層の意見が反映されるよう、各方面の方々を網羅する必要があると思います。特に、教育問題等に関する見識のすぐれた、あらわすと申しますが、臨教審という名前こそ、まさに行革臨調を引き継ぐ教育臨調そのものであ

らわしているのでございまして、私どもは、その意味で国民的合意を基調とする国民教育審議会とは根本的に教育改革に対する考え方を異にするものだと考えております。

なぜ文部省に置くのか、文部省だけができるのかという御質問でございました。

確かに、今日文部省が時代の要求や国民の要請にこたえるという意味で力を失っている、そのことは私も否定いたしません。むしろ文部省の自己変革も教育改革の中で必要となつてきていることだと考へているのでございます。

しかし、今日、明治以来の縦割り、繩張り行政がもたらしている欠陥を理由にして、それを総理の直属の機関にしなければならないという理由にすることは、大變論理の飛躍があると思うのでござります。むしろ、文部省にもっと国民の全体の力を集めることができるような機関を運営させ

て、この機関が決めた結論に対し政府がいかに実行責任を負うかという意味において総理大臣の責任を明らかにしなければならぬのでございま

す。そのことに口を閉ざしておいて、そして今や教育改革は総理大臣の直属の機関でなければ考えられないような言い方をするところに、今日国民が臨教審に対して大きな疑問を寄せて いる根本的理由があるわけでござります。

中曾根総理も、ことしの1月の初めに伊勢の大神宮を御参拝になりました記者会見では、中教審に諮問するのだということを神様の前でおっしゃつたようだというふうに思っています。ところが、その後このお考えが変わってまいりまして、臨教審という考え方、総理直属の臨教審という考え方へと変わつてしましました。むしろ変わっていきました。

した中曾根さんのこの考え方こそ、私は、從来中曾根さんが主張されてまいりました戦後教育の総決算という、憲法や教育基本法を否定する立場に立つお考えではないかと大変危惧いたるものでございます。

そのような意味で、私どもは、国民の立場に立った国民教育審議会こそが、その名のとおり、今日国民の合意のもとに教育改革を進め得る機関であると確信をいたす次第でございます。(拍手)

○謹長(木村睦男君) 小野明君。

[小野明君登壇、拍手]

○小野明君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案、趣旨説明が行われました臨時教育審議会設置法案並びに対案として提案されました国民教育審議会設置法案に對し、中曾根総理並びに森文部大臣、また久保亘議員に質問を行います。

中曾根総理肝いりの総理直属の臨教審構想が発表されて以来、多くの国民がその成り行きを不安と危惧の念を持って見守つておるのであります。

さきに行財政改革に名をかりまして、国民生活に直接かかわります福祉、医療、文教予算に大なたを振るう一方で、防衛予算の大増額を行い、今までいよいよ教育に手をつけることによりまして、総理が望む日本列島不沈空母化、すなわち軍事大國実現へと精神的総動員をかけるのではないとかと危惧をいたしているわけであります。

総理、あなたから言われるまでもなく、私たちも今日の我が国の教育の荒廃を心から憂慮いたしております。中学から、否、幼稚園や小学校段階で始まる有名校への受験勉強の過熱化、能力主

義、学歴主義による選別と、画一化した教育の犠牲となっている多くの子供たち、そしてうつせきした子供たちが走る非行、暴力等々、まことに深刻な事態に立ち至つておるのであります。かよう

な今日のゆき教育の事態を一刻も早く打開し、子供たち一人一人がそれぞれの能力、適性を最大限に開花させ、人間性豊かな社会人に育つて、いくことは、親、教師、子供たち、すべての国民の強い願望と相なっております。

したがつて、このような国民の強い願望を現実化する教育改革は、まず親、教師、子供たちを主体といたします全国民的合意に基づき、慎重かつ民主的な手続を経てその方針が形成され、実施へ移されることが絶対に必要であると思ひます。

教育はいわゆる國家百年の大計であります。もしこの手続を誤った場合、到底国民のコンセンサスを得ることはできず、もしそのような改革を強行するならば、後世にその禍根を残すことにもなりかねません。まず、この教育改革の基本的認識について総理の御所見を伺います。

本来、政策の転換は国会がすべきはずのものであります。しかし、総理が提案されました総理直属の臨教審なるものは、これを忌避して議会を迂回する手法をとるものであり、重要な施策はすべて審議会が決め、そこで無理やりに自分の意思を通していくとするものと言わなければなりません。このことは既に第二臨調で証明済みではないでしょうか。いやしくも国権の最高機関である国会を空洞化し、枢密院的ないま一つの国会をつく

保臨調などが次々に設置されるのではないかと危惧するものであります。このような国民の懸念に対し、総理はどのように説明なさるのであります。かよう

うか、明確な御答弁をお聞かせいただきたいと存じます。

今回、総理が提案されました臨時教育審議会なものは、その設置目的、組織、役割等において、親、教師、子供たちが心から願つておられる教育改革、すなわち子供たちの本当の幸せな未来を願つて構想されたものとは到底言い得ず、まことに思いつき的なものがあることを指摘したいと思ひます。さらに何よりも、今日の教育危機をもたらした原因の究明、特にこれまでの政府・自民党政策に対する反省が全く欠如いたしておる

ことがあります。そこで総理は、今回の総理直属の臨教審設置法案を撤回し、教育改革についてはどのような組織で検討することが必要か、望ましいか、衆知を集めて検討し、出直すべきではあります。

次に、なぜ私が本案に反対するのか、その主たる理由を申し述べ、総理の御所見を承りたいのであります。

まず、今まで国会審議における総理の臨教審

神にのっとり」、この文言を法案提出の間際に挿入されました。本当のところ、与党自民党的改憲強行論者たちと同じく、挿入したくなかったのではないかでしょうか。この文言を入れた真の意図は何でありますか。また、あなたの考える「教育基本法の精神にのっとり」とは具体的にどういうことを意味するのか、率直に伺いたいと存じます。

昭和三十年、「うれうべき教科書問題による教科書批判にあなたは力を發揮されて以来、改憲論者として一貫して教育の保守反動化を強力に推進されたのであります。ここに至つて突如変心しました、いや変心せざるを得なかつた理由は一体何でありますか。このような文言を入れることにあります。ここに至つて突如変心せざるを得なかつた理由は一体何でありますか。このように文言を入れることにあります。

明らかでない点はまだあります。

総理、あなたと森文部大臣との間で、この臨教審で何を審議してもらつか、そのことについて意見の相違があるよう私には思えますが、いかが

であります。どうか。

総理はこれまで、知、徳、体の順序を入れかえ、徳、体、知と、徳を重視する教育の必要性や愛国心の育成を目指す運命共同社会論を、さらには昭和五十八年十二月には、今総理からお話をございました教育改革七つの構想でさまざまなことを発言をされておられます。そして臨教審構想が出来た当初は総理の私的諮問機関、文化と教育に関する懇談会の報告と、これまでの中教審答申を土台にして臨教審に審議を願うと述べておられました。一方、森文部大臣は、何を審議してもららかは臨教審委員の自由にお任せすると繰り返されております。そのうち総理のトーンも落ちてしまいまして、最近では、二十一世紀を担うにふさわしい青少年の教育、まことに空々漠々としたテーマを繰り返されるだけであります。

しかし、少なくとも政府としては、この審議会に対し、何を、どのような方法、手続で審議することを期待しているかを国民の前に明らかにする責務があると存じます。この点について、総理、文部大臣の偽らざる所信を伺いたいと存じます。さらに、新しい審議会委員の人選について不審な点があります。

総理、あなたは去る二月六日施政方針演説の中で、「この教育改革は、全国民の皆様の御支援のもとに、長期的かつ国民的こそ野をもって進められるべきものであります」と、この審議会がいかにも民主的なものであるかの印象を国民に植えつけようとした。しかし、本法案を見る限り、そのような幅広い国民的合意を取りつける手だては何一つ用意されておりません。委員も会長もすべて総理の任命であります。なぜこういう見

え透いた讃美を弄されるのであります。これらでは国民的合意を取りつけるどころか、総理好みの経済人、官僚出身者、右翼的文化人から成った当初は総理の私的諮問機関、文化と教育に関する、まことに政治的中立から遠い極めて危険な審議会になることは明白であります。

さらに、本法案の参議院審議はこの本会議から始まつたのであります。法案通過も見えないうちに、早くも総理周辺や文部省を中心て委員の人選が潜行していると新聞に報道されております。社会党もなめられたものだと私は思いますが、事は社会党だけの問題ではない、参議院全体の問題であります。私は考えます。参議院監視も甚だしいものと言わなければなりません。総理並びに文部大臣、この事実を国民の前に公表されたいところであります。

また、衆議院において自民、公明、民社三党によつて、委員の任命は国会同意事項とする修正が行われました。この修正について一応の評価はいたします。しかし、父母、教師を初めとする国民各界各層の代表を具体的にどのように選ぶのか、また、国会において各会派の意見をどのように反映させるのか、具体的な内容が全く明らかではありません。これでは総理の恣意的人選を十分にチェックする保証はなく、この修正で到底安心するわけにはまいりません。

さらに、この三党修正にはいま一つ、審議会の答申や意見を国会に報告するということなどがござります。この修正も一步前進と評価はいたします。しかしながら、この修正でどのような効果が期待されることになるのか、理解できないところであります。

総理、あなたは昭和五十六年七月二十七日国策研究会で、文部省の中教審程度のスケールの小さい技術論による教育改革で試算されています。総理、あなたは昭和五十年には、当時で六十九兆円もの経費が必要になると試算されています。この修正で到底安心するわけにはまいりません。

さて、この三党修正にはいま一つ、審議会の

特に守秘義務が新たに挿入されたのは、久保護員も指摘しておりますように、審議会の密室性を高める点で問題があるように思われます。一体、

思いついた讃美を弄されるのであります。

このような教育改革を叫ぶ総理、あなたが、行政改革に防衛以外には聖域なしをスローガンに、現実には文教予算の削減をいたしております。こ

のよう

うに教育条件をないがしろにし、管理的、画

重要なことは、従来までの密室審議方式を改め、

思い切つて公開制にすることではないかと思いま

すが、いかがであります。総理は、審議を

公開とし国民の傍聴を許すと各委員の自由な発言

ができないとなると反対のようであります。私は、公開にした方が、かえつて委員は責任ある、

多くの人に聞かれて恥ずかしくない意見を出すよ

うになり、審議を実のあるものとすることができ

ると考えます。さらに言えば、国民の前に公表さ

れたら自分の意見が言えない、そのような人に國

の教育改革を論ずる資格はないと言わなければな

りません。総理、文部大臣の御見解を伺いたいと

思います。

次に、いま一つ大変重要なことがあるのに明確になつてない点があります。それは、田沢議員の御指摘のように、教育改革を進めるのに必要な経費をどう確保するかという問題です。

昭和四十六年の中教審答申を完全に実施するためには、當時で六十九兆円もの経費が必要になる

と試算されています。総理、あなたは昭和五十

六年七月二十七日国策研究会で、文部省の中教審

程度のスケールの小さい技術論による教育改革で

はなく、教育体系の基本的あり方まで掘り下げる

ような教育大改革があつてしかるべきだと思うと

言われております。あなたの言われるようなス

ケールの大きい改革案を期待されている今回の臨

教審ならば、この中教審の試算額ぐらいのもので

はないでしょう。お考えがあればお聞かせをいた

なりません。

だきたいものです。

このような教育改革を叫ぶ総理、あなたが、行

政改革に防衛以外には聖域なしをスローガンに、

現実には文教予算の削減をいたしております。こ

の一つであることは否定できません。そのこと

を反省せずに、さらに行革審は九項目にわたる教

育予算の削減を検討中とのことであります。

総理、あなたは現実に必要な文教関係予算は削

減しながら、一方ではスケールの大きい教育改革

の必要性を訴えておるのであります。あなたは御自分の

なさっていること、言っておられることが矛盾だ

らけだとお考えになりませんか。これでは金のか

からない教育改革をせよとおっしゃつておるので

違ひがありません。金がかかるでスケールの

大きい教育改革、すなわち教育基本法の改正、ひ

いては憲法改正の地ならしを臨教審にやらせよう

とお考えになつておられるのではないでしよう

か。総理の明確な答弁を期待します。

以上、述べてまいりましたが、今回提案されま

した臨教審設置法案には多くの問題点があり、賛

成するわけにはまいりません。国家機構の再編強

化を目的とする行政改革に次いで、国民意思の国

家的統合を目指す教育改革を意図していることが

明らかに見え見えであります。我々は、戦前にお

いて内閣直属の教育関係の諸審議会が、我が国を

軍国主義、全體主義へ駆り立てる上で先導的役割

を果たした歴史の教訓をここで想起せざるを得ま

せん。二度とこのような轍を踏むことがあつては

最後に、ただいま臨教審法案の対案として、久保議員から国民教育審議会設置法案が提案、趣旨説明がございました。久保議員にお尋ねいたしましたが、これの政府案との基本的な相違点、また修正点に対する御見解等をお聞かせいただきたいと存じます。

以上で私の代表質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕  
○國務大臣(中曾根康弘君) 小野議員にお答えをいたします。

まず、総理直属の臨教審構想については、これは軍事大国あるいは総動員体制をつくるためのものではないかという御質問でございますが、このたびの教育改革は、国民的要請にこたえ、社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を目的とするものでありまして、軍事大国実現などという意図は一切ございません。やはり平和と文化の新しい手を新しくつくりたいこう、そして文化の継承と創造的発展を行う旗手をつくりたいこう、こういう考え方で教育の改革をお願いしておるわけでございます。

次に、教育改革につきましては、全国民的合意に基づいて慎重かつ民主的な手続を経てその方針が形成される必要があるという御質問でございましたが、その点は御指摘のとおりであると思います。臨教審の設置や審議の過程で、広く国民各界各層の意見が反映されるように配慮してまいりたいと思いますし、そのように成果が上がるようにな念願しております。

次に、今回の臨教審構想は、結局は国会を空洞化しようとなることになるのではないかという御質問でございますが、このたびの臨教審法案は、

国民的合意のもとに教育改革を進めるためのものとして国会の御審議を得て設置しようとするものであります。久保議員にお尋ねいたしましたが、国会の空洞化を意図するものではありません。この重要な参考資料であるとは思いますが、しかし、この臨教審の成果につきましては、答申を尊重するということ、あるいは国会の同意を得て人事を行なうということ、また臨教審の成果によりましても国会のいろいろな御監督を受けるという形になります。

次に、臨教審は思いつき的であり、このような法案は撤回して出直すべきであるという御質問でございますが、今まで申し上げましたような種々の理由により、今や臨教審を設置して教育を改革する時期に来ていると私は考えて、法案撤回は考えません。

次に、臨教審設置は憲法改正や基本法改正の布

石ではないかという御質問でございますが、そういうような政治的思惑によるものではないございません。先ほど来申し上げますように、今や全国民的に教育改革の声は寡然として起こっておるのでござります。まさに教育改革の時期に来ている。そういう意味において政府はその責任を果たさんとしておるものなのでございます。

「教育基本法の精神にのっとり、」とは具体的に何を意味するかという御質問でございますが、これは憲法、教育基本法の精神を基本としつつこれを取り組むということでございます。

次に、臨教審での審議内容について文部大臣と審議会の審議内容というものは審議会によって規定は、国会同意人事に伴う、国会同意人事に

みずから決めていたぐことが適当であると思いまが、今までの中教審の答申あるいは文化と教育に関する懇談会の御提言というものは、審議会は開催するものではないものでございます。それは審議を拘束するものではございません。しかし、審議を公開するかどうかは審議会によって決定すべきことだと思いますが、一面において、我々は異なるものではございません。

次に、臨教審に対するどのような方法、手続きで審議することを期待しているが明らかにすべきであるという御質問でございますが、臨教審への

諮問は、その設置の趣旨にかんがみまして、基本的には、そのやり方にもよりますが、外部団体、圧力団体の影響あるいは圧力を受ける危険性がかなり日本の社会においてはあるわけであります。遺憾ながらそういう状態でございます。委員ことは、そのやり方にもよりますが、外部団体、圧力団体の影響あるいは圧力を受ける危険性がかなり日本の社会においてはあるわけであります。遺憾ながらそういう状態でございます。委員の自由な発言を制約しないようだ、そういう意味におきまして、これらは審議会の委員の皆様方がお考えいただく、そういうことになると思います。公聴会の開催あるいは審議経過の公表等、種々の工夫をいたしてこれは運営されるであろうと期待しております。

次に、今回の改革はスケールが大きくて金のかからない改革、すなわち基本法改正、ひいては憲法改正の地ならしを期待しているのではないかといふ御質問でございますが、そういうことはございません。今まで申し上げたような教育改革の純粹の理念にのっとりまして行わんとしているものでございます。

なお、文教予算につきましては、財政事情を勘案しつつ行なうべきでありますが、必要なものは確保することに努力いたしたいと思っております。また、教育改革に当たりましては、憲法を守り、教育基本法のもとにこれを進めるということは一貫して申し上げているところでございます。

残余の答弁は担当大臣からいたします。(拍手)

よって八条機関の特別職の公務員になるということがありますので、これは必然的な性格になるわけでございます。そうしてそれは、審議の公開と関係するものではないものでございます。審議を公開するかどうかは審議会によって決定すべきことだと思いますが、一面において、我々は異なるものではございません。

報 (号外)

○国務大臣(森喜朗君) 小野さんにお答えを申し上げます。

御質問の第一点は、総理と私の間に意見の相違があるのではないかというお尋ねでござります。

が、臨時教育審議会は、教育改革に対する国民的な要請にこたえまして、二十一世紀の我が国を担うにふさわしい青少年を育成すべく、政府全体の責任でこの問題を取り組むため設置しようといったおるものでござります。

諸問題に当たりましては、このよしなな審議会設置の趣旨が十分生かされますよう基本的、包括的にを行い、審議会の自由な討議を通じて具体化を進めることが適当であろうと考えております。したがつて、審議会における具体的な審議事項につきましては審議会自身でお決めいただくことが適当であろうと、いうふうに考えております。総理の七つの構想、また文化懇の提言などは、先ほど総理からも申し上げましたように、多くの各方面の御意見とともに参考としていただければ極めて幸いります。この点だけしましては総理と私の間でござります。この点だけしましては総理と私の間でございません。

御質問の第一点は、臨教審における審議事項や運営方法を明らかにせよとの御趣旨であると伺つておりましたが、審議会運営のあり方については、総理からお答えを申し上げましたとおり、国會における審議を踏まえつゝ、審議会自身でお決めをいたぐことが適当であろうと考えております。

号臨時教育審議會設置法案及び国民教育審議  
界各層の意見が反映されますように、さまざまに工夫を凝らしていくべきであろうと期待をいたしております。

御質問の第三点は、委員の人選に関するお尋ねでござりますが、教育改革は国民全体にかかわり、我が國の将来を左右する重要な課題であります。国会における論議を十分踏まえまして、広く国民各界各層の意見が反映されますよう幅広い分野から適任者にお願いすべく、今後慎重に検討したいと考えております。もとより人選が恣意にならないよう、総理も私も慎重に対応する所存でございます。

衆議院段階の御質疑を踏まえまして、私といったしましては、どのような分野から委員をお願いするかにつきましてはこれから検討課題でございまます。が、衆議院の委員会の審議を通じまして、例えば、子供の成長に直接かかわる父母や学校教育にかかわっている教師またはその経験者、人間発達や社会の発展について識見を有する学者や研究者、教育、学術、文化に識見を有する者、経済界や労働界その他産業構造、雇用問題等に識見を有する方々、社会教育、体育、スポーツの実践者またはこれらに精通しておられる方々、大学の管理運営に識見を有する方、地方公共団体の関係者等を幅広く加えることが人選の基本的留意点であると、このように答弁をしてまいりました。

なお、小野さん御指摘をいただきましたが、衆議院の内閣委員会で成立いたしました際、私は記者団に対しまして、重要な問題でございますので実り多い論議ができることを大変ありがたく思つております。参議院での御意思はこれからでござりますので、思いを新たにして一日も早い御同意

を得たい、その  
申しております

御質問の第四点は、国会の同意規定と総理による委員の人選についてのお尋ねでございますが、

えておる次第でござります。(拍手)

○久保宣君 小野議員にお答えいたします。

先ほど概略は御説明を申し上げたのでございましたが、基本的には、第一に憲法及び教育基本法に基づいて教育の政治的中立を確保すること、第二に

国民の意見を広く正しく反映させること、第三に、国民の参加を保障して合意のもとに改革を進めるについて、審議会の設置形態、委員の構成、審議方法などで両案は根本的に相違いたしております。

第一に設置形態で言えば、總理直属の臨時機関であるのか、文部省の恒常的機関であるのかで対立いたしております。教育基本法第十条に忠実に教育の政治的中立を考えるといったならば、権力の支配介入を可能な限りなくするための設置形態をどうすればよいかということはおのずから結論の出るところでござります。私の解釈が基本法の解釈だというような主張に基づいておなりになりますと、いろいろ問題が出てくると思うりになりますと、いろいろ問題が出てくると思う

のであります。

でござりますけれども、  
國民のための文部省として、  
文部省に民主的な活力をよみがえらせることが  
が重要なのであって、文部省ではできないから總  
理の直属でやるというのは、明らかに政治権力の

教育介入でありまして、教育基本法に反するものだと考へておられます。私は、文部省の「自己」改革のためにも、中教審は従来の欠陥を克服しなければならないと思っておりますので、国民教育審議会を設置することは大変重要なことだと思うのです。

もう一点、国民が必要としている教育施策を行なう責任こそ、回避してはならない総理の権限でございます。これが従来回避をされてきている中で、教育改革は総理が直接監督してやる、おれの機関でやるというところに非常に私どもは危惧の念を持っています。そういう意味では、政府全体でやるべきことは、文部省が国民教育審議会において得た結論を実行する責任なのではないでしょうか。

第二点の御質問につきましては、衆議院における修正点をどのように見ているかということです。

委員の構成とか審議の方法などについては、この修正点をどう見るかということと関連してお答えを申しておきたいと思うのですが、その第一点は、審議会の委員の任命に当たって国会の同意を必要とするという点でございます。この点は、私どもの提案いたしております本法律案も全く同様の立場に立っておりまして、修正点に限つて言えば賛成でござります。

しかし修正が、同時に、委員が委員をやめた後まで生涯にわたって守秘義務を課することになっている点が問題でございます。同意を必要とすることが他の法律との関係でやむを得ず守秘義務を課すことになるのであれば、その守秘義務をなくするためにも審議会の公開が必要となつてしまい

ります。公開された審議会には守るべき秘密がないからでございます。教育改革の論議に秘密があつてはならないという主張がございますが、私もそのとおりだと思います。そのためには、審議の公開と委員の国会同意とは一体のものとして考えなければならぬでしょか。

修正の第二点は、委員会の審議結果の報告の義務にとどまつておりまして、審議公開の原則に及んでいない点において私は修正の全体としては大きな問題を残したものになつたと考えておるのでございます。

もう一つ、この種の審議会においては、第二臨調の土光氏に例を見るごとく、会長の人事は極めて大きな意味を持つておりますが、政府案においては会長の指名は総理大臣の専権として原案のまま残されております。委員の互選とする私どもの提案とは、この点においても大きく対立いたしておりますのでございます。

最後に、衆議院における修正に当たっての公明

の修正点をどう見るかということと関連してお答えを申しておきたいと思うのですが、その第一点は、審議会の委員の任命に当たって国会の同意を必要とするという点でございます。この点は、私どもの提案いたしております本法律案も全く同様の立場に立つておりまして、修正点に限つて言えば賛成でござります。

しかし修正が、同時に、委員が委員をやめた後まで生涯にわたって守秘義務を課することになつてゐる点が問題でございます。同意を必要とする

○議長(木村睦男君) 太田淳夫君。  
〔太田淳夫君登壇、拍手〕  
○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました臨時教育審議会設置法案につきまして、総理並びに文部大臣に対し若干の質問を行うものであります。

昨今における我が国の教育の現状は、表面だけ

を見ますと、学校教育を中心としたと誇り得る規模となつたと言えるほどであります。しかし、その実態は、落ちこぼれ、登校拒否、校内暴力、非中で無氣力、無関心、無感動、無責任の四無主義と言われる状況が子供たちの間に見られるようになります。この背景には、急激な社会変化に伴つて、家庭、学校にも及ぶ教育環境の変化が見られます。また、その中で、子供も含め親も教師も、その多くは自己本位に陥り、教育がゆがめられております。

いずれにいたしましても、教育は一人一人の可能性を開き、人間としての成長を支え、促進する能性を有します。また、教育の事業は、当面の効果と大きな展望が必要なことは言うまでもあります。したがつて、どのような社会、政治状況であつても、またどのような時代においても、教育の事業は百年の大計に立つて行われなければならないと思うのであります。

二十一世紀を目前にして、教育改革をなさんとする総理は、現在の教育の問題点はどこにあり、どのように改革したいと考えておられるのか、またお伺いしたいであります。

戦後の我が国は、社会、経済、文化の発展において教育が果たしてきた役割は確かに大きなものもありますが、他方、受験競争や青少年非行の問題などさまざまな弊害をも生んでいるのであります。これらの我が国を担う青少年に求められる

○議長(木村睦男君) 太田淳夫君。

〔太田淳夫君登壇、拍手〕

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました臨時教育審議会設置法案につきまして、総理並びに文部大臣に対し若干の質問を行うものであります。

昨今における我が国の教育の現状は、表面だけ

なしに人生にわたって継続していく生涯教

育の時代に入つたと言わざるを得ないと思うのであります。したがつて、教育改革に当たつても、生涯教育の立場から教育体系を総合的に再検討し、学校教育もその中に位置づけていかなければならぬと考えるのであります。この点についての総理の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、臨時教育審議会を総理府に設置する理由として、文部省、中央教育審議会では限界がある、また、教育改革は文部省だけではなく政府全体で取り組み、幅広く国民的論議を願う必要があるからとしております。

教育改革を行うことについての国民の合意が形成されますが、その手順、方向については必ずしも合意がなされているとは言えません。そのため、当審議会を設置することは必要な措置かと思いますが、反面、審議会が総理直属の諮問機関であるため、総理の意向が強く反映し、政治色の濃い審議機関になりかねない危惧を抱かざるを得ないのであります。

まして、中曾根総理の戦後政治の総決算の一環として位置づけられている戦後教育の見直しには、総理の政権延命策として、さらに行政改革や財政再建の行き詰まりから国民の関心をそらすため、総理の政権延命策として、さらに行政改革や後教育を支えてきた憲法、教育基本法の見直し作業を画策して、戦前への回帰を意図しているのではないかという疑問を持つのは私一人ではないと思ふのであります。政府・自民党挙げて教育に強い影響力を及ぼすのではないか、あるいは政治の教育への介入によって教育の中立性を侵すおそれもあると指摘されております。総理はどのようにお考えか、お伺いしたいのであります。

教育の時代に入つたと言わざるを得ないと思うのであります。したがつて、教育改革に当たつても、生涯教育の立場から教育体系を総合的に再検討し、学校教育もその中に位置づけていかなければならぬと考えるのであります。この点についての総理の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、臨時教育審議会を総理府に設置する理由として、文部省、中央教育審議会では限界がある、また、教育改革は文部省だけではなく政府全体で取り組み、幅広く国民的論議を願う必要があるからとしております。

教育改革を行うことについての国民の合意が形成されますが、その手順、方向については必ずしも合意がなされているとは言えません。そのため、当審議会を設置することは必要な措置かと思いますが、反面、審議会が総理直属の諮問機関であるため、総理の意向が強く反映し、政治色の濃い審議機関になりかねない危惧を抱かざるを得ないのであります。

まして、中曾根総理の戦後政治の総決算の一環として位置づけられている戦後教育の見直しには、総理の政権延命策として、さらに行政改革や財政再建の行き詰まりから国民の関心をそらすため、総理の政権延命策として、さらに行政改革や後教育を支えてきた憲法、教育基本法の見直し作業を画策して、戦前への回帰を意図しているのではないかという疑問を持つのは私一人ではないと思ふのであります。政府・自民党挙げて教育に強い影響力を及ぼすのではないか、あるいは政治の教育への介入によって教育の中立性を侵すおそれもあると指摘されております。総理はどのようにお考えか、お伺いしたいのであります。



をお願いいたしたいと思つております。

次に、生涯教育の立場から教育体系を総合的に再検討し、学校教育をその中に位置づけなければならぬと考えるがいかんという御質問でござります。

教育は、学校教育のみならず、幼児期からの生涯全般にわたるものと考えております。このような生涯教育の立場に立つて、総合的に教育改革に取り組む所存でございます。特に、学校教育のみならず、社会環境、家庭、あらゆる分野にわたりてやはり検討していただく必要があると考えます。

臨教審が総理直属の諮問機関であるために教育の中立性を侵すおそれはないかという御質問でございますが、臨教審は、国民的課題たる教育改革に政府全体として取り組むために総理の諮問機関として設置しようとするものであります。教育の中立性に何ら影響を及ぼすものではないと理解しております。もとより、教育の中立性確保については今後とも十分注意してまいります。

次に、国民合意の形成という観点から審議は原則として公開すべきではないかという御質問でございます。

審議会の具体的な運営方法、公開等の問題は、審議会自身でお決めいただくことであると思います。ただ、審議の公開は、ややもすれば委員の自由な発言が制約されるおそれがあると思つております。審議経過の概要を必要に応じて適宜公表する等によりまして、国民各階各層の意見が十分反映されることを期待しております。

次に、政治と教育の関係についての御質問でござ

ります。

私は、前から申し上げますように、政治権力は文化に奉仕するものであると申し上げておる次第でございますが、教育のあり方は国の将来を左右する重要な問題でありまして、これらについて公

党がさまざま御主張、御政策を持つことは当然でございます。しかし、教育の目的を実現していくには教育の中立性を確保することが重要です。一たん制定された法、教育方針というものを実行していく段階につきましては、特に中立性を確保するように政党派は注意深く配慮して実行しなければならない、政府はもとより当然のことございます。

次に、中教審の四六答申等これまでの答申を今回の一回の審議に活用すべきではないかという御質問でございますが、中教審の四十六年の答申あるいは四十九年の答申等の中には非常に参考すべき重要な問題点が含まれていると思いまして、これらは中立性に何ら影響を及ぼすものではないと理解しております。もとより、教育の中立性確保につれては、中立性を確保するための答申を今後とも十分注意してまいります。

次に、国民合意の形成という観点から審議は原則として公開すべきではないかという御質問でございます。

教育改革を行財政改革と同一視する視点から考え、いたずらに効率化を図ることは適当でないといえます。行政改革という場合は、行政機構や人員等の節減合理化を目的とするものであり、将来への対応力を回復せんとするものでございます。

教育改革を行財政改革と同一視する視点から考

う点があると考え、そのような配慮に立つて実行しなければならないと思つております。

「教育基本法の精神にのっとり」という法的規制についてどのように考えるかという御質問でございますが、これは、教育基本法の精神のもとにあります。しかし、教育のあり方は国の将来を左右する重要な問題でありまして、これらについて公

文化に奉仕するものであると申し上げておる次第でございますが、教育のあり方は国の将来を左右する重要な問題でありまして、これらについて公

〔國務大臣森喜朗君登壇、拍手〕

○國務大臣(森喜朗君) 太田さんの御質問の第一点は、臨時教育審議会が設置されている三年間は中央教育審議会は活動を停止するのかとのお尋ねでございますが、中教審は、文部大臣の諮問に応じまして、文部省の固有の事務でございます教育、学術、文化に関する基本的な重要事項について

調査、審議する機関でございます。臨教審においては、二十一世紀に向けて我が国社会の変化に対応する教育の実現を期して、教育及びこれに連携する分野の諸施策について、中教審は、文部省の固有の事務でございます。臨教審は、文部大臣の諮問に応じまして、文部省の固有の事務でございます教育、学術、文化に関する基本的な重要事項について

施策を指すものであります。学歴だけでなく資格や実力が社会で正しく評価されるようになります。いはいわゆる学歴重視の社会構造を改めていくということ、就職等社会での受け入れの際の資格問題の改善に関する御指摘、これらは今後の教育改革に関する重大な示唆に富む課題であると考えております。

委員任命についての基本的考え方の御質問をいたしましたが、広く国民各界各層の意見が十分反映されるように配慮いたしたいと思います。具体的な人選につきましては、国会における論議を十分踏まえまして、今後慎重に検討をするつもりであります。

学制改革を含めた諮問を行うのかという御質問でございますが、本審議会設置の趣旨が十分生かされよう包括的な内容の諮問をいたしたいと思いますが、教育の問題は青少年や幼児の心身の成長発達を対象とするものであります。しかししながら、一方、社会の変化等に対応する

教育改革の構想ができるのかとの趣旨のお尋ねでございますが、教育のあり方は国民全体にかかわり、また我が国の将来を左右する重要な課題であることから、十分慎重な審議が求められるとともに、審議の過程におきましても国民の理解と協力を得つつ進めていくことが求められております。

その意味で、ある程度時間をかけた審議が必要であるうかと考えます。

しかしながら、一方、社会の変化等に対応する教育の実現を期して教育改革に取り組むことが現下の緊要な課題であるということから、その基本的な事項につきましては可能な限り速やかに答申が行われることを期待し、三年が適当と考えたも

のでございます。

御質問の第三点は、「教育基本法の精神にのつとり、」という法的規制についてどのように考えるのかとのお尋ねでございますが、總理からお答えを申し上げましたとおり、このたびの教育改革は、

教育基本法の精神のもとにこれを行おうとしたとしておるものでございまして、したがって、臨教審におきましても教育基本法の精神にのつとて審議が行われることを期待しているものでござります。

ただ、このことと審議会において自由闊達な論議が行われることは必ずしも矛盾するものではなく、二十一世紀を担う青少年の教育のあり方についての大所高所からの審議が進められることを期待しているところでございます。

御質問の第四点は、審議会の運営に当たり国民の理解と協力を得る方途についてのお尋ねでござりますが、臨時教育審議会は、現下の国民的要請にこたえて教育改革を進めるべく設置するものでございまして、その設置や審議の過程において広く国民各界各層の御意見が反映されますよう、またその御理解と御協力が得られるように配慮する必要があるうと考えております。このため、本審議会の設置に当たりましては、国民の信頼にこたえ得る幅広い分野の方々を委員にお願いすべく、国会における審議を踏まえつつ、今後慎重に検討いたしたいと考えております。

また、審議の進め方につきましても、その具体的な方法については審議会自身で検討していただきたいと考えております。

また、審議の進め方につきましても、その具体的な方法については審議会自身で検討していただきたいと考えております。

○吉川春子君登壇、拍手

私は、日本共産党を代表して、臨時教育審議会設置法案に賛成し、總理並びに文部大臣に質問いたします。

總理、あなたは、戦後政治の総決算として、二十一世紀の育成を目指すのだと、極めて口当たりよく教育改革を主張なさいます。しかし、本当に教育現場の実態、国民の教育要求といふのを正しく認識しておられるのでしょうか。

今日の深刻な教育状況をつくり出したのは一体だ

れなのでしょうか。歴代自民党政権の教育政策の結果ではありますか。教育改革を論ずるのなら、まずその責任を明らかにすべきであります。

ところが、總理の言われる教育改革は、この点の深い反省や眞の教育的配慮よりも、あなたの言う

危惧の念を抱かざるを得ません。

そこで、まず最初に、總理、あなたが教育改革で目指すものは何なのか、率直かつ具体的に明らかにしていただきたいと思います。

總理、國民が願う教育改革をとらうのなら、ま

ず何をなすべきでしようか。それは國民の声に耳を傾けることです。せめて四十人学級を早く実現してほしい、マンモス校を解消して教育的環境を整備してほしいという声は、先生や父母たちの切

実な声なのです。先日の新聞の世論調査でも、「教

してアンケート調査や論文の募集などいろいろ工夫を尽くす必要があろうかと考えております。

(拍手)

○副議長(阿見根登君) 吉川春子君。

育改革でまず何から取り上げたらよいか」と八項目を挙げたのに對し、一クラスの人数を減らしてほしいというのが一番多かったのです。また、總理は、今国会でも既に千七百万人の私学助成の増額を求める請願署名が提出されていることを御存じですか。

これらの教育条件の整備は、教育基本法に規定するように、政府の教育に対する第一の義務ではありませんか。これを放棄して何が教育改革で

しょうか。まず政府の責任を果たすべきです。ところが、臨時行政改革推進審議会の報告は、まだし

ても四十人学級の実施を引き続き抑制する、私学助成も引き続き総額の抑制を図るとしています。

國民の教育への願いを踏みにじるにもほどがあります。

總理、四十人学級を来年から実施するととして

も、年間予算は平均七十五億円、P3C一機分の

わずか四分の三の予算にすぎません。行革特例法の延長を行わず、来年からこれを実施する、マン

モスク校の解消計画を立て予算も増額する、私学助成も大幅に増額する、そのためにも教育予算の削減をやめ、必要な教育予算は確保すべきではあります。

次に、總理の憲法、教育基本法に対する姿勢の問題についてです。

あなたは、これまで教育基本法を守るとたびたびおっしゃいました。ところが、審議が進むこと

に、教育基本法の改悪にまで進むのではないかと

いう疑念が強まる一方です。森文部大臣は衆議院

で、審議会では教育基本法にとらわれず自由に論

議してもらうと答え、また人選に当たっても教育

基本法改正論者かどうかは基準にしないとも答え

ておられます。自民黨の藤尾政調会長は、我が党

との協議の中で、教育改革の目的は占領下に与えられた憲法、教育基本法の見直しだあると言明

し、また奥野元文部大臣も、教育基本法まで見直しはしないという中曾根總理の発言について、本

心からそう思っているとは思わない、彼は彼なりの戦略戦術を使ったのでしょうと述べているので

す。さらに海部元文部大臣も、教育制度の根幹に触れるような議論までいくかもしねないと述べています。

このようになってくると、自由な論議の中で教育基本法改悪まで含む答申が出されるのではないかとの危惧の念を抱くのは私一人ではないと思いま

す。結局は、この法律によって、教育基本法が守られるどころか、逆に教育勅語のような教育憲章が新しくつくられるということになるのであります

ませんか。そうでないというならば、教育基本法改悪の歯どめがどこにあるのか、明確に答えていただきたいと思います。

總理、次に私が強く指摘したい点は、總理の教育改革構想が極めて非民主的であるということです。

總理は、施政方針演説で、國民の総意による教育改革を進めると言明されました。ところが、委員はすべて首相の直接任命であり、しかも国会論

戰で總理が明らかにされたように、國民の反対の声が強い中教審答申を土台にし、全く總理の私的

な諮問機関である文教懇の報告を重要な資料として論議を進めるというものであります。

そもそも教育基本法の理念である教育の中立と

自主性の原則からすれば、教育論議を進める第一の前提是行政からの独立、第二に、何よりも国民の英知を結集し、国民合意を得ることが必要であるにもかかわらず、この法案は一体どこに国民総意を酌み取る保障があるのでしようか。委員の人選も、事実上総理の諮問に忠実な人物に偏ることが避けられないのではないでしようか。

さらに重要な問題は、自民党、公明党、民社党によって修正された部分であります。三党による修正は、首相直属の審議会という基本的な性格には何ら手を触れないばかりか、首相による罷免権、委員の守秘義務をあえて盛り込むなど審議会への統制と密室性を一層強化し、教育への政治介入の道を開くものであります。これは「教育は、不當な支配に服すことなく」とした教育基本法を土足で踏みにじるものではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

また、国民合意による教育改革のためには、審議会の公開は極めて重要であります。

総理及び文部大臣は、公開になると自由な論議ができない、一人一人に圧力がかけられるなどと言ひ、非公開を貫こうとしております。子供の教育を語るのにどうして秘密が必要なのでしょうか。戦後の公選制教育委員会も公開で行われ、あなた方が忌み嫌う中野区の準公選の教育委員会も公開で行われておりますが、ここでは委員の一人一人に区民から圧力がかけられたことがないどころとなつて取り組んでいるのです。国民的合意による教育改革といひながら、どうして密室の審議に押しとどめようとするのでしようか。率直な答弁を求めます。

総理、結局あなたが進めようとする教育改革なものは、国民の期待にこたえないばかりか、安上がりで、しかも教育の反動的再編という極めて危険な方向をたどるうとしていることは明らかです。それは、教育の中立を侵して政府の特定の見解を押しつけ、憲法違反の教科書検定に見られるように、安保条約擁護と軍事大国に奉仕するものにはかなりません。このことを指摘し、本法案に強く反対を表明して私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 吉川議員にお答えを申し上げます。

私の言う教育改革は戦後政治の総決算論に基づく政治的なものではないか、こういう第一の御質問でございますが、近年の社会の急激な変化、教育の量的拡大等は教育のあり方に大きく影響しているところであります。教育改革への国民の期待は非常に大きくなっていると認識しております。おりまして、さまざまな問題点が現在指摘されているところであります。教育改革への国民の期待は、審議会の委員にも我々は認めなければなりません。しかし、審議会の審議自体を拘束することはいかがかと考えております。言論の自由の国でござりますから、憲法のものとの言論の自由というものは、審議会の委員にも我々は認めなければなりません。

それから、三党の修正によつて、このような修正を行つたということは結局総理の審議会への統制を強化する、そういうことになりはしないかと。いう御質問でござりますが、御指摘の罷免権、守秘義務は、委員が国会同意人事となることに伴う規定で出てくるものでございます。八条機関の特別職公務員となるということから必然的に派生する性格なのでございまして、教育の中立性、これを侵害するというものは関係ないものなのでございます。あくまで教育基本法の趣旨にのつて中立性を維持していく考え方でございます。

審議会の審議をなぜ公開できないかという御質問でございますが、審議の公開は、すべてこれは審議会において決定すべき事柄であります。一方において委員の自由な発言を制約して、審議にて慎重に検討し、誠意を持って実行してまいりたいたいと思います。答申の提出をまちまし

あるのか、新しい教育憲章をつくる意図があるのではないかという御質問でござります。

このたびの教育改革に当たりましては、憲法、教育基本法の精神を基本としつつこれに取り組む所存であります。新たに官製の教育憲章を設ける考えでございます。

○國務大臣(森喜朗君) 吉川さんにお答えを申します。

教育予算の確保についてのお尋ねでございますが、現下の深刻な財政事情の折から、政府全体として、臨調答申にも留意しながら財政改革の努力が続けられておりまして、文教予算につきましても、このような全体の枠組みの中で所要の経費の確保に努めておるところでございます。

来年度以降の予算編成につきましては今後の検討課題でございますが、私としては、御指摘のような事柄も含めまして、文教政策の推進上必要な予算の充実、確保については今後とも最大限の努力を払つてまいる所存でございます。

御質問の第二点は、先般の私の国会答弁との関連で、教育基本法を守る保障、歯どめはどこにあるのか、新たな教育憲章をつくる意図があるのでないかとの御趣旨のお尋ねでございますが、教育基本法は、戦後における我が国教育の理念と基本原則を規定したものでございまして、他の教育法令の基本となる法律であると理解をいたしており、このたびの教育改革を進めるに当たりましては、国会で総理も私も再三お答えを申し上げておりますとおり、教育基本法を改正する考えはございません。臨教審においても教育基本法の精神にのつての審議が行われることを期待いたしておる

ただ、臨教審の審議に当たりましては、たゞいま総理も申し上げましたように、その自由な論議を拘束することはいかがなものかと考えております。

す。義務教育年限等についての私の答弁も、このような趣旨に基づくものであると御理解をいただきたいと思います。

教育憲章を制定すべきであるとの意見のあることは承知をいたしておりますが、その内容、形式等種々検討しなければならない問題点もございましたので、なお十分慎重に検討すべきものと考えます。事实上教育基本法の改正を意図するような意味でこれを制定する考えはございません。(拍手)

○副議長(阿久根登壇) 田淵哲也君。

〔田淵哲也君登壇、拍手〕  
○田淵哲也君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました臨時教育審議会設置法案に関して、總理並びに文部大臣に質問を行うものであります。

民社党は、結党以来、教育を重視し、教育国家建設の提唱を初め、中央教育委員会構想、中高一貫教育の推進、教育憲章の制定などさまざまな教育政策を提言し、その実現に努めてまいりました。しかし、現在我が国における教育はまことに憂うべき状態にあると言わなければなりません。その一例を少年非行にとれば、昭和五十七年の刑法犯少年の数は十九万一千九百三十人と、前年に比べ七千二十八人増加し、戦後最高を記録しております。またその内容も、傷害、恐喝といった粗暴犯が著しく増加しているのであります。単に青少年の見地から、民社党は本年一月十七日の党首会談において、教育改革に国民の総力を結集して

取り組むために、いわゆる教育臨調の設置を提唱いたしました。我々は、中曾根總理が本法案を国会に提出されたことを評価するものであります。が、問題は、それが真に国民の望む教育改革につながるものとなるかどうかであります。ここで改めて新機関の性格、審議のあり方などについてお尋ねしたいと思います。

まず第一に、臨教審を設置すべき理由についてであります。

教育の荒廃、青少年非行の激増、社会環境の悪化などの問題は単なる一時的な特異現象ではなく、教育現場はもとより、社会全体の利己的な風潮、学歴偏重などに加え、都市問題といった今日の社会のあり方にかかる幅の広い、根の深い問題であります。したがって、国民の英知と総力を結集してその改革に取り組まねばなりません。

これまで教育改革については、昭和四十六年の中教審答申を初め幾つかの注目すべき提案がありました。しかし、文部省の無氣力、日教組等の抵抗により改革はほとんど実行されず、教育の荒廃をそのまま放置する結果となっています。これは、教育が文部省、日教組及び教育関係者という狭い枠の中で取り扱われ、国民のコンセンサスの上に立脚して政治を挙げて取り組む体制がなかつたことに原因があると考えます。中教審の限界もまた同様であると言わねばなりません。

今や教育の抱える諸問題の解決は一刻もゆるがせにできない状況にあり、文部省、中教審といつても、審議会は、結果だけでなく、審議の経過を国民に公表し、それにに対する意見を吸い上げるというフィードバック方式をとるよう提案するものであります。總理は国民合意の形成に向けてどのような方策をとられるつもりか、お伺いをします。

第三に、政治的中立の確保について伺います。教育は政治的には中立であるべきであり、特定の政党を支持したり、特定の政治意識を醸成せしめるようなことが教育の場で行われてはなりませんが、いかがですか。總理並びに文部大臣の御答弁をお願いいたします。

我々は臨教審設置の意義はまさにここにあると考えるのであります。總理並びに文部大臣の御所

見をお伺いいたします。

第二に、国民合意の形成についてであります。

国家百年の計は青年の教育にありと申しますが、教育改革は我が國将来の存亡にかかる民族的課題であり、いやしくも時の政権や与党の政治的道具に利用されるようなことは断じてあってはなりません。また、一部の政党や教職員団体に見られるように、教育の場に政治的イデオロギーを持ち込み、政府が行おうとする教育改革にはすべてこぶしを振り上げて反対し、上からの押しつけであります。

持ち込み、政府が行おうとする教育改革にはすべてこぶしを振り上げて反対し、上からの押しつけであると断じては、国民的基盤の上に立つ教育改革の推進に背を向けるものと言わざるを得ません。

總理は、教育改革をトップダウン方式でなく、ボトムアップ方式で行いたい旨の発言をされております。私も改革の成否は国民合意の形成にかかります。その意味において、私は事の本質を取り違えてはならないと思います。教育改革をトッパダウン方式でなく、ボトムアップ方式で行いたい旨の発言をされております。私も改革の成否は国民合意の形成にかかります。その意味において、私は事の本質を取り違えてはならないと思います。

總理並びに文部大臣は、教育基本法を変える考えは、教育が民主的で平和的な国家や社会の形成者にふさわしい人格の完成を目指して行わ

ります。教育基本法の精神を堅持することは当然で

す。それは、教育が民主的で平和的な国家や社会の形成者にふさわしい人格の完成を目指して行わ

ること、すべての国民がひとしくその能力に応

する教育を受ける機会を与えられること、政治的偏見や宗教の強制の排除等々憲法の精神の尊重に

ほかならないのです。例えば義務教育年限の変更や、教育のために国や地方公共団体が行うべき事項の拡充など、時代の変化に対応するため

に具体的な施策について同法を改正することは差し支えないばかりでなく、むしろ必要だと思います

が、いかがですか。總理並びに文部大臣の御答弁をお願いいたします。

最後に、文教予算についてお伺いします。

来年度の予算編成の作業がスタートしようとおりましたが、臨教審の答申をまつまでもなく、





日本放送協会昭和53年度財産目録、貸借对照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

これに関する説明書  
57 檢 第 403 号  
昭和 57 年 12 月 1 日

内閣総理大臣 中曾根康弘殿

日本放送協会昭和 56 年度財産目録等の回付について  
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査  
を了したのでこれを回付する。  
なお、検査の結果記述すべき意見はない。

1 昭和56年度財産目録

財産目録

昭和57年3月31日現在

内閣総理大臣 中曾根康弘殿		日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書		その他の流動資産	
会計検査院長 鎌田 英夫印		日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付について		未 収 金	
昭和 56 年度財産目録		財 產 目 錄		差 入 保 証 金	
昭和 57 年 3 月 31 日現在		財 產 目 錄		有価証券利息は 建物賃借保証金 ほか	
科 目	内 摘	要 要	金 額	合 計	金
(資産の部)					
流動資産					
現金預金	現預金				
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠 損引当金				
有価証券	金融				
時					
前払費用					
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書を回付したのでこれを回付する。	なお、検査の結果記述すべき意見はない。		△ 29,206,680,615		159,278,460,577
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 31,802,974,893		56,313,800,499		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 29,206,680,614		72,733,834		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 85,520,481,114		920,127,784		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 65,167,507,013		2,380,525,492		3,383,387,110
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 33,364,532,120		41,830,568,452		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 177,577,670,303		△ 135,747,101,851		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 404,090,337		741,415,863		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 1,145,506,200		20,327,902,509		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 7,052,892,843		972,731,044		
日本放送協会昭和 56 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに關する説明書の検査回付する。	△ 972,731,044		972,731,044		

出 資 資 産		通商・放送等業 機構に対する出 資
特 定 資 産	放送債券償還積 立資産	放送債券償還資 金積立金
線 延 勘 定	長期前払費用	放送所敷地賃借 料未経過分は 放送債券発行差 金未償却額
資 産 合 計	(資 債 の 部)	284,298,672,726
(資 債 の 部)	資 流 動 負 債 金	38,589,247,182
資 流 動 未 払 金	受信料(欠損引当金)	4,927,953,294
受信料前受金	放送債券利息、費 用約款納事務費 ほか	32,715,374,259
その他の流动負 債	翌年度分受信料 の収納額	945,919,629
前 受 益	技術協力料ほか 集金委託保証金 ほか	14,172,197
前 預 り 金	源泉徴収所得税 ほか	52,703,000
固 定 負 債	879,044,432	55,226,000,000
固 定 負 債 券	放送債券 長期借入金 退職手当引当金 負 債 合 計	32,760,000,000 9,365,000,000 13,100,000,000 93,815,247,182

2 昭和56年度貸借対照表		貸 借 対 照 表
		昭和57年3月31日現在
(科 目)	(金 額)	
流 動 資 産		
現 金	7,745,000,000	13,558,306,202
預 金	338,248,182	44,150,368,448
受 信 料	36,704,683	169,608,924
未 収 受 信 料 (欠 損 引 当 金)	301,544,499	3,883,387,110
有 価 証 券	284,298,672,726	66,936,962,967
貯 蔵 品		
前 払 資 用		
その他の流动資産		
流動資産合計	38,589,247,182	945,919,629
固定資産		
有形固定資産		
建 物	93,500,000	85,520,481,114
建物減価償却引当金		△ 29,206,680,615
構 築 物	56,313,800,469	65,167,507,013
構築物減価償却引当金		△ 33,364,532,120
機 械	31,802,974,883	177,577,670,303
機械減価償却引当金		△ 135,747,101,851
器 具 什 器	41,880,568,452	1,145,506,200
器具什器減価償却引当金		△ 741,415,863
土 地	404,090,387	20,327,902,509
建設仮勘定	7,052,892,843	
無形固定資産		
無形固定資産	972,751,044	

資本の部		出資	
資産合計		資本合計	
特定期定資産	7,745,000,000	特定期定資産	573,500,000
放送債券償還積立資産	159,278,400,577	放送債券償還積立資産	7,745,000,000
繰延勘定	36,704,683	繰延勘定	7,745,000,000
長期前払費用	301,544,499	長期前払費用	36,704,683
放送債券発行差金	338,249,182	放送債券発行差金	301,544,499
繰延勘定合計	234,298,672,726	繰延勘定合計	338,249,182
資産合計	234,298,672,726	資産合計	573,500,000
(負債の部)		(負債の部)	
流动負債		流动負債	
未払金	4,927,983,294	未払金	71,309,727,435
受信料前受金	32,715,374,259	受信料前受金	4,927,983,294
その他の流动負債	945,919,629	その他の流动負債	32,715,374,259
流动負債合計	38,589,247,182	流动負債合計	945,919,629
固定負債		固定負債	
放送債務	32,760,000,000	放送債務	38,589,247,182
長期借入金	9,366,000,000	长期借入金	32,760,000,000
退職手当引当金	13,100,000,000	退職手当引当金	9,366,000,000
固定負債合計	55,226,000,000	固定負債合計	13,100,000,000
負債合計	83,815,247,182	負債合計	55,226,000,000
(資本の部)		経常事業収入	
資本金	75,000,000,000	受信料入	273,016,019,598
資本積立	50,275,905,900	交付金収入	1,004,489,000
当期事業収支差金	15,207,429,635	経常事業支出	7,555,585,580
資本合計	140,483,425,544	与費費費費費費費費	266,798,942,881
負債資本合計	234,298,672,726	支払	71,309,727,435
特 別 収 支		特 別 収 入	
固定資産売却益	518,788,819	固定資産売却益	518,788,819
固定資産受贈益	43,322,906	固定資産受贈益	43,322,906
過年度損益修正益	241,351,148	過年度損益修正益	241,351,148
特別支出	372,484,935	特別支出	372,484,935
固定資産売却損	228,785,737	固定資産売却損	228,785,737
固定資産除却損	143,749,198	固定資産除却損	143,749,198

当期事業収支差金		15,207,429,635
資本支出充当	7,677,000,000	
事業収支差金	7,530,429,635	

4 昭和56年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書  
昭和56年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説  
日本放送協会は、昭和56年度の事業運営にあたって、「昭和55~57年度経営計画」の第2年度として、財政の安定を重要な課題とし、収入の確保と経費節減の徹底を図り、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、放送を通じて国民生活の充実向上に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額2,342億9,867万3千円に対し、負債総額938億1,524万7千円であり、資本総額は1,404億8,342万6千円で、このうち当期事業収支差金は152億743万円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入2,815億7,609万5千円に対し、経常事業支出は2,667億9,964万3千円であり、差し引き、経常事業収支差金は147億7,645万2千円である。

これに特別収入8億346万3千円を加え、特別支出3億7,248万5千円を差し引いた当期事業収支差金は152億743万円であり、当期事業収支差金のうち資本支出充当は76億7,700万円、事業収支差金は75億3,043万円である。

なお、この事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものである。

2 資産及び負債並びに損益の状況  
当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表  
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区分	昭和55年度末	昭和56年度末	増減
現金預金	12,734,295	13,538,306	804,011
受信料未収金	1,735,448	1,861,622	126,174
有価証券	35,565,325	44,150,369	8,585,044
貯蔵	146,178	169,509	23,331

  

資産	前払費用	3,344,607	3,833,670	489,063
その他の流動資産	3,172,449	3,383,387	210,938	
流動資産合計	56,698,302	(26.7)	(28.6)	10,238,661
有形固定資産	148,832,233	157,782,230	8,950,997	
建物	53,604,057	56,313,801	2,709,744	
機器	31,169,760	31,802,975	633,215	
工具	39,903,028	41,830,568	1,927,540	
器具	363,984	404,080	40,106	
機械	19,822,967	20,327,903	504,936	
器具	3,968,487	7,052,993	3,084,456	
建物	1,075,783	972,731	103,952	
無形固定資産	300,000	573,500	273,500	
固定資産合計	(70.7)	(68.0)	9,070,445	
特定期定資産	150,298,016	159,278,461		
放送債券償還積立資産	5,239,000	(2.5)	(3.3)	2,506,000
長期前払費用	37,011	36,705	△	306
放送債券発行差金	238,120	301,544		63,424
繰延勘定合計	(0.1)	(0.1)	63,118	
資産合計	212,420,449	(100.0)	(100.0)	21,878,224
未払金	4,895,780	4,927,953	△	7,827
受信料前受金	31,390,978	32,715,374		1,324,396
その他の流動負債	884,695	945,920		91,225
負流动負債合計	(17.5)	(16.4)	1,437,794	

債 ・	放送債券	26,530,000	32,760,000	6,230,000
資 本	長期借入金	11,613,000	9,366,000	△ 2,247,000
	退職手当引当金	11,850,000	13,100,000	1,250,000
・	固定負債合計	(23,5) 49,983,000	(23,6) 55,226,000	5,233,000
資 本	負債合計	(41,0) 87,144,463	(40,0) 83,815,247	6,870,794
	資本	75,000,000	75,000,000	0
	積立金	29,576,634	50,275,996	20,699,362
	当期事業収支差金	20,699,362	15,207,430	△ 5,491,932
資 本	合計	(59,0) 125,275,998	(60,0) 140,483,426	15,207,430
負債資本合計		(100,0) 212,420,449	(100,0) 234,298,673	21,878,224

(注) ( )内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

## ア 資 産 の 部

当年度末の資産総額は、前年度末の2,124億2,044万9千円に比べ218億7,822万4千円増加し、2,342億9,867万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和55年度末		昭和56年度末		増 減	(単位 千円)
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)		
流動資産	56,698,302	26.7	66,936,963	28.6	10,238,661	
固定資産	150,208,016	70.7	159,218,461	68.0	9,070,445	
特定資産	5,298,000	2.5	7,745,000	3.3	2,506,000	
延勘定	275,131	0.1	338,249	0.1	63,118	
合 計	212,420,449	100.0	234,298,673	100.0	21,878,224	

  

区 分	現金預金		(単位 千円)
	金額	摘要	
現預	60,421	銀行預金、郵便振替ほか	
合 計	13,538,306		

  

区 分	注2 受信料未収金		(単位 千円)
	金額	摘要	
受信料未収金	10,051,622	当年度末の受信料未収額	
未収受信料欠損引当金	△ 8,190,000	翌年度における収納不能見越額	
合 計	1,861,622		

(ア) 流動資産  
当年度末の流動資産は、前年度末の566億9,830万2千円に比べ102億3,866万1千円増加し、669億3,696万3千円となり、その内容は次表のとおりである。  
(単位 千円)

区 分	昭和55年度末	昭和56年度末	増 減
現金預金	12,734,295	13,538,306	804,011
受信料未収金	1,735,448	1,861,622	126,174
有価証券	35,565,325	44,150,369	8,585,044
貯蔵品	146,178	169,609	23,431
前払費用	3,344,607	3,833,670	489,063
その他の流動資産	3,172,449	3,383,387	210,938
合 計	56,698,302	66,936,963	10,233,661

注3 有価証券

(単位 千円)

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要
金融債	25,688,540	25,477,700	25,477,700	長期信用債券ほか
政府保証債	14,628,000	14,410,712	14,410,712	鉄道債券ほか
電信電話債	876,100	168,510	168,510	電力債券
事業付託	2,250,000	2,224,125	2,224,125	電力債券
合計	44,612,640	44,150,389	44,150,389	

上記有価証券の貸借対照表上額は、原価法により算出している。

(単位 千円)

区分	金額	摘要
フィルム	140,532	ニュース・番組制作用16ミリフィルム
放送記念品	29,047	放送出演記念用タオルほか
合計	169,609	

上記持蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

(単位 千円)

注5 前払費用

区分	金額	摘要
長期借入金利息	98,917	長期借入金の翌年度分利息
翌年度番組費	2,192,464	テレビ番組「特の群像」ほか翌年度放送番組制作経費
翌年度受信料収納経費	1,103,305	受信料前受金に対応する収納事務費
その他の前払費用	440,984	営業所等賃借料ほか
合計	3,833,670	

注6 その他の流動資産

(単位 千円)

区分	金額	摘要
未収入金	2,380,525	有価証券利息ほか
差入保証金	920,128	建物賃借保証金ほか
仮払金	72,734	諸立替払金
合計	3,333,387	

(4) 固定資産

(単位 千円)

区分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高	減価償却額	差引当年度末残高
有形固定資産	384,659,106	30,102,338	7,969,484,356,791,960	199,059,730,157,732,230		
建築物	81,548,128	4,539,876	567,523	85,520,481	29,206,680	56,313,801
機械器具	61,159,668	4,754,601	746,762	65,167,507	33,364,532	31,802,975
機械	167,093,480	14,092,380	3,608,190,177,577,670,135,747,102	41,830,563		
工具什器	1,066,426	89,158	10,078	1,145,506	741,416	404,090
土地	18,822,967	542,521	37,585	20,327,903	—	20,327,903
建設板勘定	3,968,437	6,083,802	2,999,346	7,052,893	—	7,052,893
無形固定資産	2,011,822	91,157	88,473	2,014,506	1,041,775	972,731
(有形・無形固定資産)	386,670,928	30,183,495	8,057,957,388,306,466	200,101,505,158,704,961		
出資	300,000	273,500	0	573,500	—	573,500
合計	386,970,928	30,466,985	8,457,957,389,379,966	200,101,505,159,278,461		

注1 当年度増加額のうち、建設設計画の実施に伴う増加は、26,903,293千円であり、その内容は次のとおりである。

## (六) 報

## 放送網の建設

テレビジョン（総合放送 137 局、教育放送 126 局の開設、共同受信施設 370 施設の設置、放送衛星設備の整備等） 11,011,916 千円

ラジオ（中波放送所 5 局の増力・整備、中波第 1 放送 3 局、FM 放送 5 局の開設等）

4,390,463 千円

## 放送会館の整備（青森放送会館の移転整備等）

876,430 千円

## 放送設備の整備（ローカル放送用機器の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等）

8,447,134 千円

## 研究設備等の整備（研究開発設備の整備、事務機器の整備等） 2,177,350 千円

注 2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事、放送衛星設備の整備等未完成のものである。

注 3 当年度末の無形固定資産残高 972,731 千円の内容は、受電設備利用権等施設利用権 942,612 千円、地上権 30,119 千円である。

注 4 出資は、通信・放送衛星機構に対するものである。

(v) 特定資産 放送債券第 3 項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和 55 年度末	昭和 56 年度		年度末
		増	減	
放送債券償還積立資産	5,239,000	3,276,000	770,000	7,745,000

## (vi) 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の 2 億 7,513 万 1 千円に比べ 6,811 万 8 千円増加し、3 億 3,824 万 9 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和 55 年度末	昭和 56 年度末	増減		年度末
			増	減	
未払金			4,935,780	4,927,953	△ 7,827
受信料前受金			31,360,978	32,715,374	1,354,396
その他の流動負債			854,695	945,920	91,225
合計			37,151,453	38,589,247	1,437,794

注 1 未払金

(単位 千円)

区分	昭和 55 年度末	昭和 56 年度末	増減		年度末
			増	減	
長期前払費用	37,011	36,705	△ 306		
放送債券発行差金	238,120	301,544	63,424		
合計	275,131	338,249	63,118		

注 2 未払金

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要		要
			放送債券利息	放送債券の当年度分利息	
		408,107			

## イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の 871 億 4,445 万 3 千円に比べ 63 億 7,079 万 4 千円増加し、938 億 1,524 万 7 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	金額	構成比率(%)		増減
			構成比率(%)	構成比率(%)	
流動負債		37,151,453	42.6	38,589,247	41.1
固定負債		49,983,000	57.4	55,226,000	58.9
合計		87,144,453	100.0	93,815,247	100.0
					6,870,794

## (ア) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の 871 億 5,145 万 3 千円に比べ 14 億 3,779 万 4 千円増加し、385 億 8,924 万 7 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和 55 年度末	昭和 56 年度末	増減		年度末
			増	減	
未払金			4,935,780	4,927,953	△ 7,827
受信料前受金			31,360,978	32,715,374	1,354,396
その他流動負債			854,695	945,920	91,225
合計			37,151,453	38,589,247	1,437,794

(外) 取引

契約受信料費ほか諸経費		3月分受信契約取次・受信料収納事務費、電力料金ほか	
そ の 他	合 計	797,444	4,927,958
注2 受信料前受金			
(単位 千円)			
区	分	金額	摘要
受信料前受金	計	32,715,374	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区	分	金額	摘要
前預り	受取益	14,172	技術協力料ほか
	金	52,703	集金委託保証金ほか
合	計	879,045	源泉徴収所得税ほか

(4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の499億9,300万円に比べ52億3,300万円増加し、552億2,600万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和55年度末	昭和56年度末	増減
放送債券	券	26,530,000	7,000,000	770,000
長期借入金		11,613,000	1,970,000	4,217,000
合	計	38,143,000	8,970,000	4,987,000

注 放送債券及び長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和55年度末	昭和56年度		
		増	減	年度末
放送債券	26,530,000	7,000,000	770,000	32,760,000
長期借入金	11,613,000	1,970,000	4,217,000	9,366,000
合 計	38,143,000	8,970,000	4,987,000	42,126,000

上記長期借入金の昭和55年度末残高9,366,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行

5,433,000千円、富士銀行1,031,000千円、住友銀行1,031,000千円、三菱銀行655,000千円、

三井銀行655,000千円、三和銀行374,000千円、日本長期信用銀行187,000千円である。

## ウ 資本の部

(4) 資本

(4) 繕立金

当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,252億7,599万6千円に比べ152億743万円増加し、1,404億8,342万6千円となり、その内容は次のとおりである。

(4) 繕立金

当年度末の当期事業収支差金の累計額から資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の

502億7,599万6千円は、前年度末の295億7,663万4千円に前年度の当期事業収支差金208

億9,936万2千円を加えた結果である。

(4) 当期事業収支差金

なお、上記積立金及び当期事業収支差金のうち、財政安定のための財源として昭和57年度

以降へ繰り越した額は、積立金において74億9,836万2千円、当期事業収支差金において75億3,043万円、合計150億2,879万2千円である。

## (外取引)

(2) 損益計算書  
(比較損益計算書)

区分		昭和55年度	昭和56年度	増減	(単位 千円)	
経常事業収入		(100.0) 271,431,531	(100.0) 281,576,095	10,144,564		
受信料		263,839,132	273,016,020	9,176,888		
交付金収入		1,191,510	1,004,489	△ 187,021		
雑収入		6,400,889	7,555,586	1,154,697		
常勤事業支出		(92.4) 250,901,615	(94.8) 286,799,643	15,898,028		
給与費		86,576,405	92,580,866	6,004,461		
国内放送		66,759,882	71,309,728	4,549,846		
国際放送		1,658,234	1,721,482	63,248		
当社調査業研究		37,088,429	39,324,578	2,226,149		
減価償却		3,114,538	2,970,666	△ 143,872		
支払費用		34,810,536	38,121,561	3,311,035		
常勤事業収支差金		17,170,884	17,686,715	516,331		
支払費用		3,713,217	3,084,047	△ 629,170		
資本支出充当		20,529,916	14,776,452	△ 5,753,464		
当期剰余金		13,201,000	7,677,000	△ 5,524,000		
特別収入		(0.2) 613,806	(0.3) 803,483	189,677		
固定資産売却益		566,560	518,789	△ 47,771		
固定資産受贈益		35,171	43,323	8,152		
過年度損益修正益		12,075	241,351	229,276		

特別別支出	(0.2) 444,360	(0.1) 312,485	△ 71,875
固定資産売却損	256,628	238,738	△ 27,892
固定資産除却損	137,571	143,749	6,178
過年度損益修正損	50,161	0	△ 50,161
当期事業収支差金	(7.6) 20,692,362	15,207,430	△ 5,491,932
資本支出充当	13,201,000	7,677,000	△ 5,524,000
事業収支剰余金	7,408,362	7,550,430	32,068

(注) ( )内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

## ア 経常事業収支

経常事業収入2,815億7,609万5千円に対し、経常事業支出は2,667億9,884万3千円であり、差し引き経常事業収支差額は147億7,645万2千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入2,714億8,153万1千円、経常事業支出2,509億161万5千円に比較すれば、経常事業収入は101億4,486万4千円、経常事業支出は158億9,802万8千円の増加である。

(イ) 経常事業収入  
経常事業収入の増加は、主として受信契約者の増加等に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和55年度	昭和56年度	増減
受信料	263,839,132	273,016,020	9,176,888
交付金収入	1,191,510	1,004,489	△ 187,021
雑収入	6,400,889	7,555,586	1,154,697
合計	271,431,531	281,576,095	10,144,564

注1 受信料  
(単位 千円)

区分	昭和55年度	昭和56年度	増減
普通受信料	13,462,560	13,180,246	△ 282,314

カラーレ受信料	260,876,572	259,835,774	9,450,202
合計	263,839,132	273,016,020	9,176,888

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和55年度	昭和56年度
普通契約			
年	度	初頭	△
年	度	加末	133
			2,375
カラーライフ契約			
年	度	初頭	25,736
年	度	加末	442
			26,178
契約総数			
年	度	初頭	28,244
年	度	加末	809
			28,553
			29,068

注2 交付金収入

(単位 千円)

区	分	昭和55年度	昭和56年度	増減
国際放送関係交付金		943,478	907,909	-36,569

選舉放送関係交付金	248,032	6,880	△	241,152
合計	1,191,510	1,004,489	△	187,021

注3 雑収入

(単位 千円)

区	分	昭和55年度	昭和56年度	増減
受入利息		3,215,763	4,290,712	1,074,949

(外助) 計

雜入金	3,185,126	3,264,874	79,748
合計	6,400,889	7,555,586	1,154,697

上記雜入金の昭和56年度 3,264,874千円の内訳は、基地周辺受信障害対策金の受入れ 1,326,793千円、放送番組の二次使用・放送テキストの編集・技術協力等による副次収入 1,336,127千円、その他の雜入金 591,954千円である。

(4) 経常事業支出  
昭和56年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和55年度	昭和56年度	増減
給与費		86,576,405	92,580,866	6,004,461
内放送費		66,759,882	71,309,728	4,549,846
国際放送費		1,658,284	1,721,482	63,248
業界調査費		37,098,429	39,324,578	2,226,149
研究費		3,114,538	2,970,666	△ 143,872
管理費		34,810,526	38,121,561	3,311,035
減価償却費		17,170,384	17,586,715	516,331
福利厚生費		3,713,217	3,084,047	△ 629,170
合計	計	280,901,615	286,799,643	15,898,028

注1 給与

(単位 千円)

区	分	昭和55年度	昭和56年度	増減
給料手当		86,070,285	92,205,877	6,125,592
労務費		497,120	374,989	△ 122,131
合計	計	86,576,405	92,580,866	6,004,461

費送放國內內國(單位手冊)

区 分	昭和 55 年度	昭和 56 年度	増 減
番 技 術 通 信 施 設 費	44,227,957 15,930,660 6,601,275	47,250,952 17,232,669 6,817,117	3,031,995 1,302,009 215,842
合 計	66,759,882	71,309,728	4,549,846

卷四十一 貢賦送役國際化注

区 分	昭和 55 年度		昭和 56 年度		増 減
	組 費	費 用	組 費	費 用	
番 通	860,661		926,066		65,505
術 信	10,463		16,254		5,791
運 施	787,210		778,162	△	8,048
設 計					
合 計	1,658,234		1,721,482		63,248
主 4 営 業 費					(単位 千円)
区 分	昭 和 55 年 度	昭 和 56 年 度	增 減		
法規・受信改善費	1,898,790	2,321,092		421,302	
契約取納費	26,887,639	28,818,486		1,925,847	
未収受信料欠損償却費	8,311,000	8,190,000	△	-121,000	

官 報 (号 外)

注5 調査研究会(単位)

区 分	昭和 55 年度	昭和 56 年度	増 減
番組調査研究費 技術研究費	831,353	734,943	△ 96,410
	2,283,185	2,235,723	△ 47,462
合 計	3,114,538	2,970,666	△ 143,872

卷之三

区 分	昭和 55 年度	昭和 56 年度	増 減
一 般 管 理 費	2,232,566	2,283,142	50,546
施 設 管 理 費	3,346,092	3,566,754	220,662
厚 生 保 健 費	15,005,988	16,164,308	1,158,370
退 職 手 当 そ の 他	14,225,860	16,107,357	1,881,457
合 計	34,810,526	38,121,561	3,311,035

卷之三

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械・器具什器は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

住友電機(株) 研究開発センター 調査研究室

区 分	昭和 55 年度	昭和 56 年度	増 減
支 払 利 息 放送機券発行差金償却等	3,567,334 145,833	2,897,197 186,850	△ 670,137 40,967
合 計	3,713,217	3,084,047	△ 629,170

30

## イ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は8億346万3千円であり、固定資産売却損等の特別支出は3億

7,243万5千円であり、その内容は次表のとおりである。

## カ 特別収入

(単位 千円)

区分	金額	摘要	要
固定資産売却益	518,789		
固定資産受贈益	43,323	昭和55年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正益ほか	
過年度損益修正益	241,351		
合計	803,463		

## 別表

## (事業収支)

## 取入支出決算表

昭和56年度

款項	予 算			決 算	予 算	残 額
	当 初	額	予算総則に基づく増減額			
事 業 収 入						
受 交 錐 特 別 収 入						
信 金 収 入						
料 入						
事 業 支 出						
給 国 国 借						
内 放 送						
外 放 送						
与 費 費 費						
事 業 収 入						
受 交 錐 特 別 収 入						
信 金 収 入						
料 入						
事 業 支 出						
給 国 国 借						
内 放 送						
外 放 送						
与 費 費 費						

ウ 当期事業収支差金 147億7,645万2千円に特別収入8億346万3千円を加え、特別支出3億7,243万5千円を差し引いた当期事業収支差金は152億743万円であり、これは資本支出充当76億7,700万円及び事業収支剰余金75億3,043万円である。

△ 収入支出の決算の状況  
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

## イ 特別支出

区分	金額	摘要	要
固定資産売却損	228,786		
固定資産除却損	143,749		

調査研究費	3,210,566,000	0	3,210,566,000	2,970,666,054	229,899,946
監査料	38,372,860,000	56,900,000	38,429,760,000	38,121,560,602	308,199,398
減価償却費	17,800,000,000	0	17,800,000,000	17,686,714,776	113,285,224
財務別預り	3,456,531,000	0	3,456,531,000	3,084,047,273	372,483,727
特別預備	640,580,000	0	640,580,000	372,484,935	268,095,065
事業収支差金	2,500,000,000	△	1,897,000,000	1,897,000,000	1,897,000,000
(資本取支)	11,139,635,000		11,323,685,000	15,207,429,635	△ 3,883,744,635

資本取入	項目	予算額		合計	決算額	繰越額	予算残額
		当初額	予算繰則に基づく 第6条予備費				
事業収支差金受入れ		35,536,500,000	184,000,000	35,720,500,000	35,441,359,950	0	278,110,050
減価償却引当金		7,493,000,000	184,000,000	7,677,000,000	7,677,000,000	0	0
資産受入		17,800,000,000	0	17,800,000,000	17,686,714,776	0	113,285,224
放送債券償還積立資産もどし 人れ		480,500,000	0	480,500,000	337,675,174	0	142,824,826
放送債券		770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	0
送信機		7,000,000,000	0	7,000,000,000	7,000,000,000	0	0
長期借入券		1,993,000,000	0	1,993,000,000	1,970,000,000	0	23,000,000
資本支出		35,536,500,000	184,000,000	35,720,500,000	35,439,733,057	0	280,706,043
建設計費		27,000,000,000	184,000,000	27,184,000,000	26,903,283,057	0	280,706,043
放送債券償還積立資産繰入れ		273,500,000	0	273,500,000	273,500,000	0	0
放送債券償還金		3,276,000,000	0	3,276,000,000	3,276,000,000	0	0
長期借入金返還金		770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	0
		4,217,000,000	0	4,217,000,000	4,217,000,000	0	0

前期繰越金 7,514,377,255円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は7,498,361,814円である。)当年度1発生額 7,532,026,528円(事業収支差金15,207,429,635円から事業収支差金受入れ7,677,000,000円を差し引いた翌年度以降の財政安定のための繰越金7,530,429,635円と資本取支の差額1,596,888円との合計額)

後期繰越金 15,076,403,788円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は、昭和57年度予算において予定する債務償還充当額1,618,000,000円を含む15,028,761,449円である。)

昭和五十九年七月十三日 参議院会議録第二十二号

日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書 昭和四十四年度以後 における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

「大木正吾君登壇、拍手」

○大木正吾君 大だいま議題となりました日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の昭和五十六年度決算に係るものであります。放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十六年

度末における財産状況は、資産総額一千三百四十億九千八百万円、負債総額九百三十八億九千五百二億九千八百万円、資本額一千四百四億八千三百万円となつております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千八百五十七億九千九百九十九円、差引き経常事業収支差金は百四十七億七千七百万円となつております。これに固定資産売却損益等の特別収支を含めた事業収支差金は百五十二億七百万円となつております。

このうち債務償還等に充てた資本支出充当額は七十六億七千七百万円であり、この結果、事業取

支剩余金は七十五億三千万円となつております。

なお、この事業収支差金は翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものとしております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はなし」旨の検査結果が付されております。委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、ゆり二号の故障原因の究明と今後の対応策、組織改正等業務の効率化、口座振替制度の利用促進、ロサンゼルス・オリンピックの放送権料などの諸問題について政府、会計検査院並びに協会当局等に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもって、これを是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(阿見根登壇) これより採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり是認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。

○副議長(阿見根登壇) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

よって、本件は採決されました。

な、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十九年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合費補助金約二百八億円のうちから支出される。

昭和五十九年七月十一日

参議院議長 木村 睦男殿  
衆議院議長 福永 健司

(小字及び  
は衆議院修正)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案

官報(号外)



間を含むもの その給付事由が生じた日に

おける当該年金の額の算定の基礎となつた

旧法の平均標準給与の仮定年額にその年額

が別表第十一の上欄に掲げる年額のいずれ

の区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げ

る率を乗じて得た額（その年額が百二十万

円以上であるときは、その属する同表の上

欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に

掲げる額をその乗じて得た額に加算して得

た額（その額が五百二十八万円を超えると

きは、五百二十八万円）又はその給付事由

が生じた日ににおける当該年金の額の算定の

基礎となつた平均標準給与の年額若しくは

新法の平均標準給与の年額

昭和五十八年三月以前の新法の規定による

年金については、昭和五十九年四月分以後、

その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分

に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年

金に係る平均標準給与の年額若しくは新法の

平均標準給与の年額又は旧法の平均標準給与

の年額若しくは旧法の平均標準給与の仮定年

額若しくは新法の平均標準給与の年額

の年額若しくは新法の平均標準給与の年額

の年額若しくは新法の平均標準給与の年額

金額の算定の基礎となつた旧法の平均標準

給与の年額若しくは旧法の平均標準給与の

年金を除く。）当該年金の額を同項の規

定により改定する場合のその改定年金額の

算定の基礎となつた平均標準給与の年額に

その年額が別表第十一の上欄に掲げる年額

のいずれの区分に属するかに応じ同表の中

欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が

五百二十八万円以上であるときは、その属する

同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表

の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加

算して得た額）

三 前項第二号に掲げる年金 当該年金の額

を同項の規定により改定する場合のその改

定年金額の算定の基礎となつた平均標準給

与の年額若しくは新法の平均標準給与の年

額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる

年額のいずれの区分に属するかに応じ同表

の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その年

額が五百二十八万円以上であるときは、その属

する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ

同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額

に加算して得た額（その額が五百二十八万

円を超えるときは、五百二十八万円）又は

当該年金の額を同項の規定により改定する

場合のその改定年金額の算定の基礎となつ

た旧法の平均標準給与の基礎となつた平均標準

給与の年額にその年額が別表第十一の上

欄に掲げる年額のいずれの区分に属するか

に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た

額（その年額が百二十万円以上であるとき

は、その属する同表の上欄に掲げる年額の

区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗

じて得た額に加算して得た額（その額が五

百二十八万円を超えるときは、五百二十八

万円）

二 前条第一項に規定する年金（前号に掲げ

る年金を除く。）当該年金の額を同項の規

定により改定する場合のその改定年金額の

算定の基礎となつた平均標準給与の年額に

その年額が別表第十一の上欄に掲げる年額

のいずれの区分に属するかに応じ同表の中

欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が

五百二十八万円以上であるときは、その属する

同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表

の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加

算して得た額）

三 前項第二号に掲げる年金 当該年金の額

を同項の規定により改定する場合のその改

定年金額の算定の基礎となつた平均標準給

与の年額若しくは新法の平均標準給与の年

額にその年額が別表第十一の上欄に掲げる

年額のいずれの区分に属するかに応じ同表

の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その年

額が五百二十八万円以上であるときは、その属

する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ

同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額

に加算して得た額（その額が五百二十八万

円を超えるときは、五百二十八万円）又は

当該年金の額を同項の規定により改定する

場合のその改定年金額の算定の基礎となつ

た旧法の平均標準給与の基礎となつた平均標準

給与の年額にその年額が別表第十一の上

欄に掲げる年額のいずれの区分に属するか

に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た

額（その年額が百二十万円以上であるとき

は、その属する同表の上欄に掲げる年額の

百分の八十」と読み替えるものとする。

年金については、昭和五十九年四月分以後、

その額を、第四条第三項及び第四項の規定に

準じて算定した額に改定する。この場合にお

いて、同条第三項第一号中「二十四万円」とあ

るのは「五十五万二千二十四円」と、同項第二

号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一

項若しくは第二项」とあるのは「第二条の二十

六第二项」と、同条第四項中「この場合において

「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二项」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八

十より少ないときは、百分の八十）」と」と、

「新法通算退職年金の改定基礎月額」と」と

あるのは「新法通算退職年金の改定基礎月

額」と、同項第二号中「別表第一の二」とある

のは「別表第一の二（昭和五十一年十月一日以

後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した

組合員又は任意継続組合員については、五十

四年改定法第二条の規定による改正前の法別

表第一の二」とと読み替えるものとする。

昭和五十五年一月一日以後昭和五十八年三

月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事

由に該当した組合員又は任意継続組合員につ

いての当該資格喪失事由に係る新法の規定に

よる通算退職年金については、昭和五十九年

四月分以後、その額を、第四条第三項の規定

に準じて算定した額に改定する。この場合に

おいて、同項第一号中「二十四万円」とあるの

は「五十五万二千二十四円」と、同項第二号中

「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若

しくは第二项」とあるのは「第二条の二十六第

一項」と読み替えるものとする。

4 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改

正法第一条の規定による改正前の法第三十七条

の三第五項、五十四年改正法第二条の規定に

よる改正前の法第三十七条の三第六項又は五

十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一条第二項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十八年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の

組合員に係る通算退族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十九年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算退族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条及び第六条中「第二条の二十五」を「第二条の二十六」に改める。

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第十一(第一条の十五、第二条の二十六関係)

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額	率	年額	区 分
第一級	七七、〇〇〇円	七八、五〇〇円未満	一・〇一九	一一〇、〇〇〇円未満	一一〇〇、〇〇〇円未満
第二級	八〇、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上	一・〇〇〇	一二〇、〇〇〇円以上	一二〇〇、〇〇〇円以上
第三級	八五、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上			
第四級	九〇、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上			
第五級	九五、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上			
第六級	一〇〇、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上			
第七級	一〇五、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円未満			
第八級	一一〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上			
第九級	一二〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円未満			
第十級	一三〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上			
第十一級	一四〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円未満			
第十二級	一六〇、〇〇〇円	一五六、〇〇〇円以上			
第十三級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満			

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

第一級	一八〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一九〇〇、〇〇〇円未満
第二級	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	一九五〇、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円以上	二〇五〇、〇〇〇円未満
第四級	一九五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満	二一五〇、〇〇〇円未満
第五級	二〇〇、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円以上	二二五〇、〇〇〇円未満
第六級	二〇五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満	二三五〇、〇〇〇円未満
第七級	二一〇、〇〇〇円以上	二四五、〇〇〇円未満	二四五〇、〇〇〇円未満
第八級	二一五、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円未満	二六五〇、〇〇〇円未満
第九級	二二〇、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満	二七五〇、〇〇〇円未満
第十級	二二五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満	二八五〇、〇〇〇円未満
第十一級	二三〇、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満	二九五〇、〇〇〇円未満
第十二級	二三五、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円未満	三〇五〇、〇〇〇円未満
第十三級	二四〇、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満	三一五〇、〇〇〇円未満
第十四級	二四五、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円未満	三二五〇、〇〇〇円未満
第十五級	二五〇、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満	三三五〇、〇〇〇円未満
第十六級	二五五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満	三四五〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満	三六五〇、〇〇〇円未満
第十八級	二六五、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満	三七五〇、〇〇〇円未満
第十九級	二七〇、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円未満	三八五〇、〇〇〇円未満
第二十級	二七五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満	三九五〇、〇〇〇円未満
第二十一級	二八〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円未満	三四〇〇、〇〇〇円未満
第二十二級	二八五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満	三四五〇、〇〇〇円未満
第二十三級	二九〇、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満	三五五〇、〇〇〇円未満
第二十四級	二九五、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満	三六五〇、〇〇〇円未満
第二十五級	三〇〇、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満	三七五〇、〇〇〇円未満
第二十六級	三〇五、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円未満	三八五〇、〇〇〇円未満
第二十七級	三一〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満	三九五〇、〇〇〇円未満
第二十八級	三一五、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円未満	三四〇〇、〇〇〇円未満
第二十九級	三二〇、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満	三四五〇、〇〇〇円未満
第三十級	三二五、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満	三五五〇、〇〇〇円未満
第三十一級	三三〇、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満	三六五〇、〇〇〇円未満
第三十二級	三三五、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満	三七五〇、〇〇〇円未満
第三十三級	三四〇、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円未満	三八五〇、〇〇〇円未満
第三十四級	三四五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満	三九五〇、〇〇〇円未満
第三十五級	三五〇、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円未満	三四〇〇、〇〇〇円未満
第三十六級	三五五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満	三四五〇、〇〇〇円未満
第三十七級	三六〇、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満	三五五〇、〇〇〇円未満
第三十八級	三六五、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満	三六五〇、〇〇〇円未満
第三十九級	三七〇、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満	三七五〇、〇〇〇円未満
第四十級	三七八〇、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円未満	三八五〇、〇〇〇円未満
第四十一級	三九〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満	三九五〇、〇〇〇円未満
第四十二級	三九五、〇〇〇円以上	三四〇、〇〇〇円未満	三四〇〇、〇〇〇円未満
第四十三級	四〇〇、〇〇〇円以上	四〇五、〇〇〇円未満	四〇五〇、〇〇〇円未満
第四十四級	四〇五、〇〇〇円以上	四一五、〇〇〇円未満	四一五〇、〇〇〇円未満
第四十五級	四一〇、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満	四二五〇、〇〇〇円未満
第四十六級	四一五、〇〇〇円以上	四三五、〇〇〇円未満	四三五〇、〇〇〇円未満
第四十七級	四二〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第四十八級	四二五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第四十九級	四三〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十級	四三五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十一級	四四〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十二級	四四五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十三級	四五〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十四級	四五五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十五級	四六〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十六級	四六五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十七級	四七〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十八級	四七五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第五十九級	四八〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十級	四八五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十一級	四九〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十二級	四九五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十三級	五〇〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十四級	五〇五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十五級	五一〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十六級	五一五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十七級	五二〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十八級	五二五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第六十九級	五三〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十級	五三五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十一級	五四〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十二級	四五五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十三級	四六〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十四級	四六五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十五級	四七〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十六級	四七五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十七級	四八〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十八級	四八五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第七十九級	四九〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十級	四九五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十一級	五〇〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十二級	五〇五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十三級	五一〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十四級	五一五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十五級	五二〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十六級	五二五、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十七級	五三〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十八級	五四〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第八十九級	五五〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十級	五六〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十一級	五七〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十二級	五八〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十三級	五九〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十四級	六〇〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十五級	六一〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十六級	六二〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十七級	六三〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十八級	六四〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第九十九級	六五〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百級	六六〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百一級	六七〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二級	六八〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百三級	六九〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百四級	七〇〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百五級	七一〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百六級	七二〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百七級	七三〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百八級	七四〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百九級	七五〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十級	七六〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十一級	七七〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十二級	七八〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十三級	七九〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十四級	八〇〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十五級	八一〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十六級	八二〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十七級	八三〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十八級	八四〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百十九級	八五〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十級	八六〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十一級	八七〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十二級	八八〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十三級	八九〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十四級	九〇〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十五級	九一〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十六級	九二〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十七級	九三〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十八級	九四〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百二十九級	九五〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百三十級	九六〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇〇〇円未満
第一百三十一級	九七〇、〇〇〇円以上	四四五、〇〇〇円未満	四四五〇、〇

昭和五十九年七月十三日 参議院会議録第二十二号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

六六六

ときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる障害年金については、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定(昭和五十四年十一月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者で改正前の法第三十八条の規定による退職一時金又は第四十五条の規定による障害一時金(当該障害一時金とみなされる給付を含む)の支給を受けたものに係る障害年金にあっては、第三十九条の二及び第三十九条の三並びに改正前の法第三十九条の四の規定。以下この条において同じ。)により算定した額が当該各号に掲げる障害年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額より少ないとときは、当分の間、当該金額を第三十九条の二及び第三十九条の三の規定による障害年金の額とする。

一 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 八十六万六千八百円

二 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十萬五千五百円

三 六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十万五千五百円

四 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金 六十萬五千五百円

五 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十萬五千五百円

六 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金 六十萬五千五百円

附則第七条第六項中「第一条の十四第一項」を「第一条の十五第一項」に改める。

附則第七条の二中「七十九万二百円」を「八十六千八百円」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「七十九万二百円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千円」に改め、同項第三号中「三十九万五千円」を「四十万三千四百円」に改める。

附則第十五条の二第一項第一号中「七十九万二千円」を「八十万六千八百円」に改め、同項第二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千円」に改め、同項第三号中「三十九万五千円」を「四十万三千四百円」に改める。

附則第八条第三項及び第四項

二号中「五十九万二千七百円」を「六十万五千円」に改める。

(施行期日) ○  
 第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
組合法以下「改正後の法」という。) 第二十条第一項の規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。(第一項の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)は、昭和五十九年四月一日から施行する。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)は、昭和五十九年三月分以後適用する。

第四条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお從前の例による。

第五条 前二条に規定するものほか、給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

○谷川 寛三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額と

みなしして、改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十九年九月までの各月の標準給与とする。

(標準給与に関する経過措置)

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする基準の算定は、昭和五十九年四月分以後の掛金について、なお従前の例による。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第四条 改正後の法附則第八条第三項及び第四項の額の改定実施時期を一ヶ月繰り上げ、三月から実施することを内容とする修正案が提出され、国体職員共済組合法の一部を改定する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十九年三月分以後適用する。

改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

第五条 前二条に規定するものほか、給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

○副議長(阿良根登君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(阿良根登君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○谷川 寛三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額と

上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきます質疑の主な内容は、年金財政の将来見通しと、財政基盤の強化、国の財政再建期間中の給付費補助減額分の扱い、年金二元化問題、年金額改定の是非等であります。その詳細は附則第十二条第三項第一号の規定により改定された標準給与の月額を標準とする基準の算定は、昭和五十九年四月分以後の掛金について、なお従前の例による。

質疑を終わりましたところ、上野委員より、日本社会党を代表して、新法組合員期間に係る年金の額の改定実施時期を一ヶ月繰り上げ、三月から実施することを内容とする修正案が提出され、国体職員共済組合法の一部を改定する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十九年三月分以後適用する。

改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

第五条 前二条に規定するものほか、給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、政令で定める。

## 号外 報告

## 審査報告書

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年七月十二日

参議院議長 木村 隆男殿  
運輸委員長 矢原 秀男

参議院議長 木村 隆男殿  
衆議院議長 福永 健司

右決議する。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年六月二十六日

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、コンテナ埠頭等の港湾施設の整備及び物流合理化の進展にかんがみ、港湾運送事業を統合して港湾荷役事業とするとともに、

一般港湾運送事業者に係る下請に関する規制の弾力化を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき、適切な措置を講すべきである。

一、中小企業の多い港湾運送事業の事業基盤の充実強化を図るとともに、過当競争の防止と雇用の安定確保に努めること。

一、革新荷役の進展状況についての実態調査を行い、港湾における職域の拡大についての方策を検討すること。

一、認可料金の遵守等港湾運送に関する秩序の確立になお一層努めること。

一、今後における輸送革新の進展等に対応して、港湾労働対策のあり方について関係審議会における審議等も踏まえ十分検討を行うとともに、ILLO条約第一三七号の批准に向けて条件整備に努力すること。

ついで、コンテナ埠頭その他の運輸省令で定める施設において第二条第一項第二号又は第四号に掲げる行為を運輸省令で定めるところ

により自らの統括管理の下において行つたとき。

第十六条第三項中「第五号」を「第四号」に、「船内荷役事業等」を「港湾荷役事業等」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

第三十三条の三第三項中「船内荷役事業等」を「船内荷役事業等」を「港湾荷役事業等」と、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第三項まで」に改める。

第三十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十四条の二中「左の」を「次の」に、「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十五条及び第三十七条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第一項中「第五号」を「第四号」に、「同条第六号から第八号まで」を「同条第五号から第七号まで」に「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第六号から第八号までを「同条第五号から第七号まで」に「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「第五号」を「第四号」に改める。

長を含む。)に届け出たときは、新法第四条第一項の規定による港湾荷役事業の免許を同条第二項の規定により従前の事業の範囲に限定されることは、新法の相当規定により従前の例によること。

これは、新法の相当規定により従前の例によること。

受けたものとみなす。

旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定により従前の例によること。

とされる船内荷役事業又は沿岸荷役事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、旧法の規定中「五万円」とあるのは「二十万円」と、「三十万円」とあるのは「十万円」とする。

(港湾労働法の一部改正)

港湾労働法(昭和四十年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「行なう」を「行なう」に改め、同条第三号中「第五号」を「第四号」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第五号中「日日」を「日々」に、「こえて」を「超えて」に改める。

(港湾労働法の一部改正に伴う経過措置)

第一条第一号中「行なう」を「行なう」に改め、同条第三号中「第五号」を「第四号」に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第五号中「日日」を「日々」に、「こえて」を「超えて」に改める。

(港湾労働法の一部改正に伴う経過措置)

六六七

(登録免許税法の一部改正)  
11 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号中〔〕を〔〕とし、同号〔〕中「船内荷役事業の免許」及び「沿岸荷役事業の免許」を削り、同号中〔〕を〔〕とし、〔〕の次に次のように加える。

〔〕港湾荷役 港湾の数  
— 事業の免許 —  
（地方税法の一部改正）  
12 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の四十一第一項の表第十六号中「第四号」を「第二号」に、「沿岸荷役事業」を「港湾荷役事業」に改める。

〔矢原秀男君登壇、拍手〕

○矢原秀男君 ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、コンテナ埠頭等の港湾施設の整備及び物流合理化の進展に伴い、港湾運送事業の種類について、船内荷役事業と沿岸荷役事業を統合して港湾荷役事業とともに、一般港湾運送事業者に係る下請に関する規制の彈力化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、現地調査を行い、参考人の意見を聴取する等熱心な質疑が行われました。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党日黒委員より反対、自由民主党・自由国民会議梶原理事より賛成、公明党・国民会議桑名理事より反対、民社党・国民連合伊藤委員より賛成、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、瀬谷理事より、自由民主黨・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民党の一部を次のように改正する。

主党・民社党・国民党連合の各派共同提案に係る港湾運送事業の基盤の充実強化と雇用の安定確保等の四項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長(阿見根登君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(阿見根登君) 過半数と認めます。  
よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	木村	阿見根	睦男君
中野	刈田	鐵造君	刈田	眞子君	喜男君
桑名	糸原	義治君	糸原	秀男君	茂君
矢原	房雄君	昭範君	房雄君	計君	泰君
峰山	塩出	啓典君	塩出	立君	秦君
藤原	柳澤	鍊造君	柳澤	令舉君	森下
井上	原田	正夫君	原田	富士男君	柄谷
佐々木	長谷川	信君	長谷川	教美君	泰君
佐藤	坂野	俊夫君	坂野	道一君	
高木	秦野	善十君	秦野		
鈴木	堀内	満君	堀内		
大島	沖	孝男君	沖		
岡田	浦田	裕君	浦田		
龜井	藤井	功君	藤井		
岡田	岡野	裕君	岡野		
大島	石井	裕二君	石井		
岡田	大浜	方榮君	大浜		
龜井	中山	豊君	中山		
岡田	前島	嘉彦君	前島		
大島	木本	千夏君	木本		
岡田	平八郎君		平八郎君		
龜井	高木		高木		
岡田	健太郎君		健太郎君		
龜井	恒男君		恒男君		
岡田	鷹山威郎君		鷹山威郎君		
岡田	三治		三治		
岡田	重信君		重信君		
岡田	安井		安井		
岡田	青木		青木		
岡田	下村		下村		
岡田	山田耕三郎君		山田耕三郎君		
岡田	青島		青島		
岡田	幸男君		幸男君		
岡田	高木		高木		
岡田	鷹山		鷹山		
岡田	恒		恒		
岡田	日出磨君		日出磨君		
岡田	文造君		文造君		
岡田	伏見		伏見		
岡田	康治君		康治君		
岡田	嘉彦君		嘉彦君		
岡田	中山		中山		
岡田	千夏君		千夏君		
岡田	木本		木本		
岡田	平八郎君		平八郎君		
岡田	前島		前島		
岡田	英三郎君		英三郎君		
岡田	豊君		豊君		
岡田	秦君		秦君		
岡田	秦君		秦君		
岡田	田沢		田沢		
岡田	江島		江島		
岡田	後藤		後藤		
岡田	正夫君		正夫君		
岡田	朝雄君		朝雄君		
岡田	吉夫君		吉夫君		
岡田	淳君		淳君		
岡田	海江田鶴造君		海江田鶴造君		
岡田	美濃部亮吉君		美濃部亮吉君		
岡田	石井		石井		
岡田	一二君		一二君		
岡田	大浜		大浜		
岡田	森山		森山		
岡田	小島		小島		
岡田	静馬君		静馬君		
岡田	眞弓君		眞弓君		
岡田	方榮君		方榮君		
岡田	海江田鶴造君		海江田鶴造君		
岡田	田上		田上		
岡田	伊江		伊江		
岡田	江島		江島		
岡田	後藤		後藤		
岡田	正夫君		正夫君		
岡田	忠雄君		忠雄君		
岡田	昭子君		昭子君		
岡田	忠雄君		忠雄君		
岡田	吉夫君		吉夫君		
岡田	淳君		淳君		
岡田	智治君		智治君		
岡田	大城		大城		
岡田	真順君		真順君		
岡田	宮島		宮島		
岡田	渥君		渥君		
岡田	松岡		松岡		
岡田	満寿男君		満寿男君		
岡田	竹山		竹山		
岡田	世耕		世耕		
岡田	政隆君		政隆君		
岡田	安田		安田		
岡田	隆明君		隆明君		
岡田	大城		大城		
岡田	健太郎君		健太郎君		
岡田	星		星		
岡田	松尾		松尾		
岡田	長治君		長治君		
岡田	前田		前田		
岡田	谷川		谷川		
岡田	星		星		
岡田	松尾		松尾		
岡田	長治君		長治君		
岡田	田		田		
岡田	水谷		水谷		
岡田	田		田		
岡田	英夫君		英夫君		
岡田	出口		出口		
岡田	増田		増田		
岡田	盛君		盛君		
岡田	仲川		仲川		
岡田	幸男君		幸男君		
岡田	陳平君		陳平君		
岡田	野末		野末		
岡田	力君		力君		
岡田	藤野		藤野		
岡田	井上		井上		
岡田	孝君		孝君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	岩上		岩上		
岡田	二郎君		二郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪		大坪		
岡田	健一郎君		健一郎君		
岡田	田代		田代		
岡田	由紀男君		由紀男君		
岡田	大坪				



昭和五十九年七月十三日 参議院会議録第二十二号 議長の報告事項

六七〇

日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

審査報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四五号)審査報告書

告書

港湾運送事業法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)審査報告書

質

同日議員から次の質問主意書が提出された。

核巡航ミサイル「トマホーク」の配備に関する質

問主意書(秦魯君提出)

明治二十五年三月二十一日  
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京二二四一(大代) 千一〇五

二定価  
二三〇円部